

平成27年度前九年合戦・安倍氏研究事業

# 国指定史跡 鳥海柵跡シンポジウム



平成28年2月13日(土)13:30~16:30  
金ヶ崎町中央生涯教育センター 大ホール

[主催] 金ヶ崎町教育委員会

[後援] 南方地区自治会連合会 南方地区老人クラブ連合会

# 目 次

## — 日程 —

13:30 開 会  
挨 拶

13:35～14:35 講演「中世の黎明と安倍氏・鳥海柵～武家社会の誕生」

講師 戸川 点氏（東京都立町田高等学校 副校長）…… 1

— 休憩（15分間）—

14:50～16:20 シンポジウム…………… 12

コーディネーター（宮城学院女子大学 教授） 大平 聡 氏

パネラー （東京都立町田高等学校 副校長） 戸川 点 氏

（史跡鳥海柵跡保存管理計画

策定委員会委員長）

本堂 寿一 氏… 12

（一関市博物館 館長）

入間田 宣夫 氏… 26

（文化庁主任文化財調査官）

佐藤 正知 氏… 32

（秋田県埋蔵文化財センター

主任文化財専門員兼班長）

高橋 学 氏

質 疑 応 答

16:30 閉 会

# 講演

東京都立町田高等学校 副校長  
／ 戸川 点 氏

本報告は近年の安倍氏や中世成立期の東北地方に関する研究を整理して鳥海柵の果たした歴史的役割など考えてみようとするものである。

## 1 安倍氏の出自をめぐって

まず、最初に触れておかなければならない問題に安倍氏の出自の問題がある。かつては高橋富雄氏をはじめ、安倍氏は蝦夷社会の中から生まれてきた俘囚族長政権であり、前九年合戦も中央政府に対する抵抗と見なす考え方（高橋富雄『奥州藤原氏四代』吉川弘文館、1958年など）が定説であった。このような説に対して大石直正氏らは安倍氏は王朝国家の要請により蝦夷を統括するよう位置づけられた存在と見なす説を提出（大石直正「中世の黎明」小林清治・大石直正編『中世奥羽の世界』東京大学出版会、1978年）し、現在はほぼこうした見方が有力となっている。しかしその場合でも安倍氏の出自については蝦夷系の豪族とみなす説と中央貴族の末裔とみなす説とに分かれている。私は後者の立場をとるが、簡単に触れておきたい（「前九年合戦と安倍氏」十世紀研究会編『中世成立期の政治文化』東京堂出版、1999年）。

『陸奥話記』には群書類従本と尊経閣文庫本の2系統の写本があるが、群書類従本の冒頭には安倍頼良（のち頼時）は忠良の子であり、父祖忠頼は東夷酋長とある。しかしより古い写本である尊経閣本には忠頼の名も東夷酋長の語も見えない。忠頼の名は他の安倍氏関係の系図にも見えず、頼良と忠良の名から作られたものではないか。また尊経閣文庫本によれば安倍氏は「自ら酋長と称した」とあり、逆に安倍氏は外部からやってきて「酋長」であると自称しながら蝦夷の村落を服属させていったと読めるのではないか。さらに『範国記』という中央貴族の日記の長元9年（1036）12月22日条に「安倍忠好」が陸奥権守に任じられたという記事があるが、この安倍忠好こそ安倍忠良であり、中央貴族安倍忠好＝忠良が陸奥権守に任じられ、陸奥に勢力を伸ばしていったのではないかと考えた。

これに対して樋口知志氏は安倍氏を中央貴族出身とする点では同じだが、留住・土着の時期を遡らせ、9世紀の鎮守将軍であった安倍比高が蝦夷系豪族と婚姻関係を結び、その子孫が辺境軍事貴族奥六郡安倍氏になっていくと想定している（『前九年・後三年合戦と奥州藤原氏』高志書院、2011年）。また菅野成寛氏は『陸奥話記』に安倍貞任が康平五年（1062）に34歳で死去とあることから貞任、頼良らの生年を推定し、そこから忠好は頼良の父の忠良とは別人であるとした。その上で頼良の祖父安倍忠頼が京より下向して土着したと指摘した（『鎮守府押領使』安倍氏権力論『六軒丁中世史研究』8、2001年）。この説については入間田宜夫氏も年代的に最も整合性があるとして支持している（「系図の裏面にさぐる中世武士団の成立過程」峰岸純夫・入間田宜夫・白根靖大編『中世武家系図の史料論』上巻、高志書院、2007年、「亙理権大夫経清から平泉御館清衡へ」入間田宜夫編『兵たちの登場』高志書院、2010年など）。

一方、こうした中央貴族の土着説に対して瀧原智幸氏は他にも土着した受領郎等などは多くおり、その中でなぜ安倍氏が台頭できたかが説明できないとして批判する。そして奈良～平安初期の移民系郡領氏族などに起源を持つ現地有力者が国衙在庁官人として台頭したものとしている（『平安期東北支配の研究』 塙書房、2013年）。

このように安倍氏の出自については諸説があるが、直接的に証明する史料はなく、安倍氏の台頭を当時の東北地方の状況からどのように整合的に説明するかという議論になっており容易に結論は出ない状況である。

## 2 安倍氏以前の奥六郡

さて、もう一つ考えておかなければならない問題に鳥海柵も含まれる奥六郡（奥郡とも）と安倍氏との関わりがある。奥六郡とは胆沢、江刺、和賀、稗貫、斯波、岩手の六郡のことをいう。この地域に中央政府の支配が及ぶのは延暦 21 年（802）に胆沢城、翌年に志波城が築かれてからのことである。大同 3 年（808）ごろには陸奥国府多賀城から鎮守府が移され胆沢城と志波城によってこの地域の支配が進むことが期待されたが、志波城は間もなく廃絶、弘仁 4 年（813）ごろ築かれた徳丹城に機能は引き継がれた。しかしその徳丹城も 9 世紀半ばまでに廃絶する。その後、安倍氏が登場するまでこの地域の支配はどのように進められていたのか。昨年鳥海柵跡シンポジウムで大平聡氏が整理されているが、再度確認しておきたい。

そもそも奥六郡というがその 6 つの郡がいつ作られ、どのような性格をもつものだったのかも十分明らかではない。通常であれば郡衙と呼ばれる役所が置かれ、郡司による支配が行われるが、現在までのところ奥六郡からは郡衙遺構は見つかっておらず律令制に基づく支配が行われていたかどうかは疑問である。その設置についても、胆沢郡については胆沢城が作られた延暦 21 年ごろ建郡と考えられているが、江刺郡については建郡記事が無く、いつ建郡されたのか不明である。胆沢郡と近接することからほぼ同時期であろうと推測されているのみである。つぎに斯波、稗貫、和賀の 3 郡については『日本後紀』弘仁 2 年（811）正月丙午条に建郡記事がある。最北の岩手郡については天曆 5 年（951）ごろ成立とされる『大和物語』に「磐手の郡」の語が見えることから少なくともこれ以前の成立とされるが、必ずしもあきらかではない。

このように奥六郡の成立自体、自明のことではないのだが、斯波、稗貫、和賀 3 郡が建郡された 9 世紀前半にはこの地域に対する中央政府の一定の支配の進展があったと考えられている。しかし 10 世紀前半に成立した『延喜民部式』や『和名類聚抄』にこの 3 郡の名が見えないこと、その後徳丹城が 9 世紀半ばには廃絶してしまうことなどから中央政府による奥六郡支配に関しては疑義も提出されている。

この問題に対する解答としては 2 通りの考え方があり。一つは斯波、稗貫、和賀などの 3 郡は『延喜式』完成以前に廃絶したと考えるもの。その要因としては蝦夷による中央政府への抵抗などが想定される。もう一つは奥六郡が安定化したため徳丹城が不要となり胆沢城に権限が集中するようになった。『延喜民部式』に 3 郡の名が見えないのはこれら 3 郡が蝦夷郡であるため（または律令制的収取が行われていなかったため、あるいは郡として形式が整っていないか

ったためとする説もある)とする説である。このように安倍氏の奥六郡支配の前提となる 9、10 世紀の奥六郡については不安定な状態だったとする説と胆沢城を拠点に安定的な支配が行われていたという全く反する二つの見解があるのである。

この 2 説のうち前者の奥六郡が不安定な状態であったとする説に関連してこれまで承和年間と斉衡年間に東北地方で騒乱があったとされてきた。確かに承和年間には援兵が差発されている。しかしこれらの史料を丹念に分析された窪田大介氏によれば承和年間の差発は反乱などの緊急事態があつてとられた処置ではなく、貢進物收取などを控えて念のためにとられた処置であつた。また斉衡年間の騒乱記事は飢饉をきっかけに起きた陸奥国の奥地（奥六郡ではなく岩手県沿岸部から青森県東部）で起きた蝦夷村同士の略奪行為を示すもので両者とも北上川中下流域が混乱状態であったことを示すものではないという（「9 世紀の奥郡騒乱」蝦夷研究会編『古代蝦夷と律令国家』高志書院、2004 年）。また胆沢城の場合、発掘調査により 9 世紀末から 10 世紀前半に東方官衙が整備されるなど機能が充実していること、志波城も停廃後、すべての機能が停止したのではなく、いくつかの建物が残され、残務整理や志波城周辺の蝦夷の鎮撫などにあたつたと考えられることなどが指摘されている（進藤秋輝『東北の古代遺跡 城柵・官衙と寺院』高志書院、2010 年）。こうした状況から 9 世紀から 10 世紀の奥郡地域は比較的平和な状態であり、斯波、稗貫、和賀などの 3 郡が廃絶されるようなことはなかったといえよう。ではなぜ『延喜民部式』や『和名類聚抄』に 3 郡の名が記載されなかったか。この点については不明とせざるを得ない。同じ『延喜式』でも神名式には斯波郡の名が見えている。廃郡説では民部式は現実の徴税と関わるので最新の情報を反映し（したがって廃郡した場合は記載しない）、神名式は諸社に対する班幣の台帳であり、所在郡の名などに関心はなく、改廃・変更などあつてもいちいち訂正しなかったのだろうとしている。しかし、このような記載の不統一があることから逆に『延喜式』の場合は編集のずさんがあつた可能性も指摘できよう。

次にもう一つ考えなければならぬのがこの地域がどのように支配されたかである。

これまでは奥六郡に対しては鎮守府将軍が貢納物の入手などに関して受領官的な権限を持っていたとする説が有力であつた（鎮守府・秋田城体制とよぶ。熊谷公男『受領官』鎮守府将軍の成立」羽下徳彦編『中世の地域社会と交流』平成 6 年吉川弘文館）。が、この説に対しても瀧原智幸氏が鎮守府将軍の任務は蝦夷との軍事対応であり、奥六郡の支配は陸奥国司が行つたと批判を加えた。軍事的指揮官である鎮守府将軍と行政権は区別すべしとする瀧原氏の批判には聞くべき点がある。嶋本尚志氏は『後拾遺和歌集』光朝法師母の歌の詞書に「橘則光朝臣陸奥の守にて侍りけるに、奥郡にまかり入るとて、春なむ帰るべきといひはべりて」とあることから鎮守府将軍平永盛がいるにも関わらず陸奥守が奥郡に留まるのは陸奥守に奥六郡に対する行政権があるからだとされている（「安倍氏の陸奥国府在庁官人化について」『文化史学』56、2000 年）。また伊藤循氏は仁寿 4 年（854）に陸奥の少掾が一名加増されていることに触れ奥六郡を含め広大な陸奥国支配のための定員増であろうと指摘している（『類聚三代格』巻 5、仁寿 4 年 8 月 1 日官符）。これらの指摘から奥六郡に対する行政権は鎮守府将軍ではなく、国司、在庁官人らにあつたと考えられよう。

実際に下向し、奥六郡に関する国務を担当した可能性も否定できないと考えている。国司補任の際、年官や成功の場合、大間書の尻付に「申」「功」「院分」などの注記がつく。安倍忠好の陸奥権守任命を記す『範国記』長元9年12月22日条には同じ日宮内録になった惟宗重則について算道推挙の任官であることを示す「算道挙」という尻付を注記しており、任官に至る経緯が記されるが忠好には何の注記もない。同じく『範国記』同年10月14日条には相模守となった源頼義に「院分」の尻付があり、同年12月8日条には陸奥掾となった日下部季頼に「去万寿三年依献五節、二合申」の尻付がある。このように見てくると何の尻付も持たない忠好の場合、年官や成功ではないと考えられるだろう。また当時の権守は形式的な揚名官で実質的な権限はないとの指摘もあるが、全ての権守にそれがいえるのか。特に陸奥・出羽などの場合は実際に下向し、実権を持つ場合もあると考えていいのではないか。時代は遡るが元慶の乱の際に事態收拾にあたったのは出羽権守藤原保則であった。『日本紀略』安和2年(969)12月26日条は陸奥国から飛騨使が都へ来て陸奥守致正と権守貞茂が訴訟になったことを伝えており、権守貞茂が陸奥に下向していたことがわかる。『陸奥話記』には源頼義とともに権守藤原説貞が登場する。この説貞は永承2年に5位以上の藤原氏に興福寺再建費用を割り当てた、いわば5位以上の藤原氏の名簿ともいえる「造興福寺記」に名がみえる人物である。このように権守が陸奥に下向する事例は存在するのである。陸奥国は金や馬、鷲羽など豊かな物資を入手できる場所である。こうした利権を求め下向することもあったろう。場合によっては摂関家や王家などの権門と結びつきながら下向する場合すらあったのではないか。

このような想定参考になる人物に、この時期、都にいた安倍氏の人物で安倍信行がいる。安倍信行は長保元年(999)、検非違使別当藤原公任の別当宣を左衛門権少尉として奉じたのをはじめとして長保6年には殺人事件の下手人追捕にむかうなど検非違使として活躍した人物である(『平安遺文』384、432号など)。長保元年には藤原行成が出羽守藤原義理から贈られた馬2疋を自宅で預かったり、寛弘8年、行成が信行宅で沐浴するなど行成家司とも思いき活動をしている(『権記』長保元年7月21日、寛弘8年8月14日条)。寛弘2年(1005)には下野守となり、下向に際しては藤原実資より馬を贈られている(『小右記』同年2月27日条)。受領としても有能で「前司任終一年、当任三箇年の大帳、調帳、義倉帳を勘済」している(『類聚符宣抄』第8、寛弘7年12月日太政官符)。このように検非違使をつとめ、受領として関東に下向し、任国支配で実績をあげた安倍氏がいるのである。永承3年(1048)には検非違使として諸司諸衛雑色人が私的に綾錦を織ることの取り締まりにあたっており(『平安遺文』665)、彼の場合は土着せずに都にもどったようであるが、安倍忠好もこのような存在だったのではないだろうか。そのほか同時代の検非違使には右衛門少志安倍守良(『小右記』長和4年8月27日他)や看督長安倍清成(『平安遺文』532号)などが知られる。このように都で検非違使を務める安倍氏もいたのである。これらの安倍氏と安倍忠好が同族だった明証はないが、忠好をこのような検非違使を務める安倍氏の出身と考えることも可能なのではないか。なお忠好に先立つ長元9年10月14日に藤原頼宣が陸奥守に任じられている(『範国記』同日条)。その2か月後に忠好が権守に任じられるのである。これらの人事の背景には北方物資獲得、奥六郡支

実際に下向し、奥六郡に関する国務を担当した可能性も否定できないと考えている。国司補任の際、年官や成功の場合、大間書の尻付に「申」「功」「院分」などの注記がつく。安倍忠好の陸奥権守任命を記す『範国記』長元9年12月22日条には同じ日宮内録になった惟宗重則について算道推挙の任官であることを示す「算道挙」という尻付を注記しており、任官に至る経緯が記されるが忠好には何の注記もない。同じく『範国記』同年10月14日条には相模守となった源頼義に「院分」の尻付があり、同年12月8日条には陸奥掾となった日下部季頼に「去万寿三年依献五節、二合申」の尻付がある。このように見てくると何の尻付も持たない忠好の場合、年官や成功ではないと考えられるだろう。また当時の権守は形式的な揚名官で実質的な権限はないとの指摘もあるが、全ての権守にそれがいえるのか。特に陸奥・出羽などの場合は実際に下向し、実権を持つ場合もあると考えていいのではないか。時代は遡るが元慶の乱の際に事態収拾にあたったのは出羽権守藤原保則であった。『日本紀略』安和2年(969)12月26日条は陸奥国から飛騨使が都へ来て陸奥守致正と権守貞茂が訴訟になったことを伝えており、権守貞茂が陸奥に下向していたことがわかる。『陸奥話記』には源頼義とともに権守藤原説貞が登場する。この説貞は永承2年に5位以上の藤原氏に興福寺再建費用を割り当てた、いわば5位以上の藤原氏の名簿ともいえる「造興福寺記」に名がみえる人物である。このように権守が陸奥に下向する事例は存在するのである。陸奥国は金や馬、鷹羽など豊かな物資を入手できる場所である。こうした利権を求め下向することもあったろう。場合によっては摂関家や王家などの権門と結びつきながら下向する場合すらあったのではないか。

このような想定参考になる人物に、この時期、都にいた安倍氏の人物で安倍信行がいる。安倍信行は長保元年(999)、検非違使別当藤原公任の別当宣を左衛門権少尉として奉じたのをはじめとして長保6年には殺人事件の下手人追捕にむかうなど検非違使として活躍した人物である(『平安遺文』384、432号など)。長保元年には藤原行成が出羽守藤原義理から贈られた馬2疋を自宅で預かったり、寛弘8年、行成が信行宅で沐浴するなど行成家司とも思いき活動をしている(『権記』長保元年7月21日、寛弘8年8月14日条)。寛弘2年(1005)には下野守となり、下向に際しては藤原実資より馬を贈られている(『小右記』同年2月27日条)。受領としても有能で「前司任終一年、当任三箇年の大帳、調帳、義倉帳を勘済」している(『類聚符宣抄』第8、寛弘7年12月日太政官符)。このように検非違使をつとめ、受領として関東に下向し、任国支配で実績をあげた安倍氏がいるのである。永承3年(1048)には検非違使として諸司諸衛雑色人が私的に綾錦を織ることの取り締まりにあたっており(『平安遺文』665)、彼の場合は土着せずに都にもどったようであるが、安倍忠好もこのような存在だったのではないだろうか。そのほか同時代の検非違使には右衛門少志安倍守良(『小右記』長和4年8月27日他)や看督長安倍清成(『平安遺文』532号)などが知られる。このように都で検非違使を務める安倍氏もいたのである。これらの安倍氏と安倍忠好が同族だった明証はないが、忠好をこのような検非違使を務める安倍氏の出身と考えることも可能なのではないか。なお忠好に先立つ長元9年10月14日に藤原頼宣が陸奥守に任じられている(『範国記』同日条)。その2か月後に忠好が権守に任じられるのである。これらの人事の背景には北方物資獲得、奥六郡支

配の強化などの要請があったのではないか。当時陸奥出羽按察使は藤原道長の子、能信であった（『公卿補任』）。当時の按察使は権大納言の兼官で、名目的なものと考えられるが、北方物資に関わり人事に介入することもあったのではないか。忠好は能信と結びつきながら奥六郡に進出した可能性もあるのではないだろうか。これらの想定の当否はともかく、陸奥では万寿4年（1027）以後、源頼義まで鎮守府將軍は補任されなくなる。その空白の時期に安倍忠好は権守として下向して奥六郡の支配にあたったのである。

なお、「1 安倍氏の台頭」のところで菅野成寛氏の、年齢計算からの忠好下向説批判を紹介した。『陸奥話記』の康平5年（1062）に貞任が34歳であったという記事から貞任の生年は長元2年（1029）となる。この年に父頼良が22歳だったと仮定すると頼良の生年は寛弘5年（1008）となる。これでは頼良は都で生まれたことになり俘囚と呼ばれないだろうという批判であった。また忠好の下向は長元9年（1036）であり、前九年合戦が始まる永承6年（1051）まで15年。この期間で奥六郡に勢力を伸ばすのは年代的にきびしいという指摘もある。

俘囚呼称については国家に対する反逆者であるが故にことさらに夷狄視される場合もあるため、都生まれでも問題ないであろう（拙稿「安倍頼良・貞任」元木泰雄編『王朝の変容と武者』清文堂出版、2005年）。では15年で奥六郡に勢力を扶植できるだろうか。「尾張国郡司百姓等解文」で有名な藤原元命は息男頼方をはじめ子弟郎等を引き連れ任国に下向して強力な任国支配を実現している。こうした事例を勘案すれば忠好下向当時成人していた頼良を引き連れ奥六郡支配を展開することも可能なのではないだろうか。

#### 4 前九年合戦の背景

次に前九年合戦について考えてみたい。これまで前九年合戦については①俘囚安倍氏による中央政府に対する反乱、②勢力拡大を目指す源頼義の挑発による戦い、③北方の豊かな富を巡る諸勢力の対立を背景とした戦いなどの評価が提出されてきた。私は基本的に③の立場を取るが合戦の展開も踏まえ考えてみたい。

前九年合戦の流れは2つの段階に分かれる。第1段階は永承6年（1051）の藤原登任との合戦段階である。『陸奥話記』によれば安倍頼良が「衣川の外」に出て税も納めなかったため守との戦いになったという。この記事がどこまで真相を反映しているかは不明だが、第1段階の戦場が衣川以南の磐井郡であること、磐井郡内に河崎柵、小松柵、石坂柵などの安倍氏側の柵があること、亙理権守といわれ、亙理郡に権力を持つ藤原経清や伊具郡に権力を持つ平永衡と婚姻関係を持つことなどから安倍氏が陸奥南部の勢力と結びついたことは確かである。永衡はもともと守藤原登任の郎従であった。その永衡と安倍氏が婚姻関係を結ぶことが守登任との対立原因だったとみる説もある（樋口知志『古代接触領域としての奥六郡・平泉』『岩波講座日本歴史』20、岩波書店、2014年）。北方の物資を求める守に対して守の郎従と関係を結び対抗しようとして対立が生まれた可能性はあろう。但しこの事件は登任の敗北とその後の源頼義の陸奥守就任と下向、恩赦の発令により頼良の罪は許され解決した。

恩赦後、安倍頼良は頼時と改名し新任陸奥守源頼義に恭順の意を示し、その後両者の関係は

順調だった。ところが天喜 4 年（1056）権守藤原説貞の子光貞、元貞らが何者かに襲われるという阿久利川事件が起こり、これが安倍貞任の仕業とされ一気に戦乱へと突入する。ここから第 2 段階に入る。事件の背景には権守説貞と、権守に由来して権力を築いてきた安倍氏との間に何らかの対立があった可能性もあろう。もう一つ考えておきたいのは阿久利川事件が起きたのは鎮守府將軍となった源頼義が胆沢城に逗留した後の帰路のことであった。源頼義が陸奥守になったのは永承 6 年（1051）、鎮守府將軍となるのは永承 8 年（天喜元年、1053）。この間源頼義と安倍氏の関係は良好だったはずである。したがって頼義の鎮守府將軍補任は安倍氏追討のためではない。では一体なぜ源頼義は鎮守府將軍に補任されたのか。またその後 3 年もして頼義が鎮守府を訪れたのは何故なのか。

ここで想起したいのは『今昔物語集』巻 31 に収められている「陸奥国安倍頼時行胡国空返語」である。そこには「其ノ国（陸奥国）ノ奥ニ夷ト云フ者有テ、公ニ随ヒ不奉ラズシテ、『戦ヒ可奉シ』ト云テ、陸奥ノ守源ノ頼義ノ朝臣責ムトシケル程ニ、頼時其ノ夷ト同心ノ聞エ有テ、頼義ノ朝臣、頼時ヲ責ムトシケレバ」とある。ここでは安倍氏ではない奥の夷が公に従わないことが戦乱の原因とされている。また安倍氏と奥の夷が同心していると源頼義が疑っていることなどが語られている。この説話はフィクション性の強い部分もあり取り扱いの難しい史料であるが、この冒頭部を勘案すると源頼義の鎮守府將軍就任は北方の蝦夷との物資交易にトラブルがあり、それへの対応として鎮守府將軍に任じられた。そしてその後、安倍氏と北方蝦夷同心のうわさが聞こえ、真相究明のため源頼義が鎮守府に下向したということではなかろうか。なお、この時源頼義は安倍氏の鳥海柵に入ることはできず、安倍氏が胆沢城に立てた仮屋で安倍氏の接待を受けたものと思われる。結局、鎮守府入りしたものの安倍氏と北方蝦夷の同心の確証はつかめなかった。しかし北方蝦夷との交易を掌握したい源頼義は安倍氏と対立する権守説貞とともに安倍氏との戦乱に持ち込んだというようなところであろうか。このように見るとこの戦乱の本質は北方物資をめぐる諸勢力の対立ということになるだろう。

## 5 鳥海柵と中世の黎明

次に鳥海柵の歴史をたどり、安倍氏の歴史と重ねてみたい。鳥海柵前史としてまず注目されるのが鳥海（伝本丸）区域西部から 9 世紀後半の竪穴建物跡と「五保」の墨書土器が出土していることである。この「五保」墨書土器は五保制度を知る胆沢城官人の手になるものと言われているが、胆沢城と同時期にこの地域に胆沢城官人の何らかの施設があったことを示しているのである。この地域は早くから胆沢城と親和性のある地域であったのである。

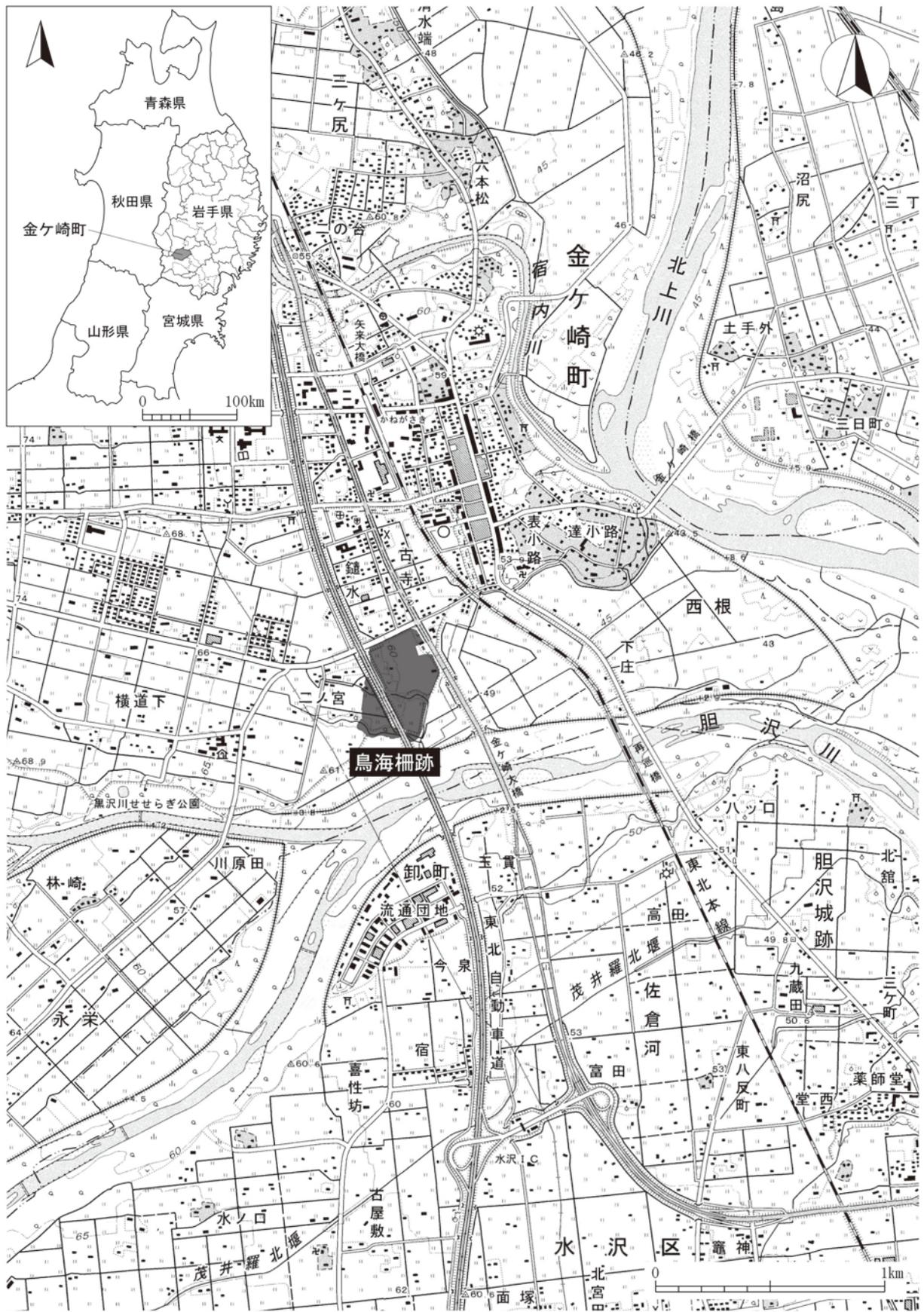
その後、10 世紀の鳥海柵の状況は分からないが原添下（伝二の丸）区域と縦街道南（伝三の丸）区域の間の第三沢から「介」の墨書土器が出ている。この墨書土器は 915 年に噴火したと考えられる十和田 a 火山灰の上部の地層から出土しており、10 世紀または 11 世紀のものと思われる。10 世紀のものとするれば、10 世紀に至ってもこの地域が胆沢城を補完する役割を果たしていたと考えられよう。また縦街道南（伝三の丸）区域からは 11 世紀前半の鳥海柵内最大級の四面廂付掘立柱建物跡が見ついている。この遺構から出土する土師器などの出土物は胆沢城

の終末期に接続する器種構成と言われ、官人が身につける石帯の鉸具や水晶玉も出土するなど胆沢城との関連を示唆する。先の「介」墨書土器がこの大型建物遺構と同時期のものであれば11世紀前半でもこの遺構が胆沢城と強く関連することを裏付けよう。また11世紀前半という時期を考えれば、この遺構が権守安倍忠好の私宅または胆沢城廃絶後の在庁による国務執行場所と考えられることになろう。

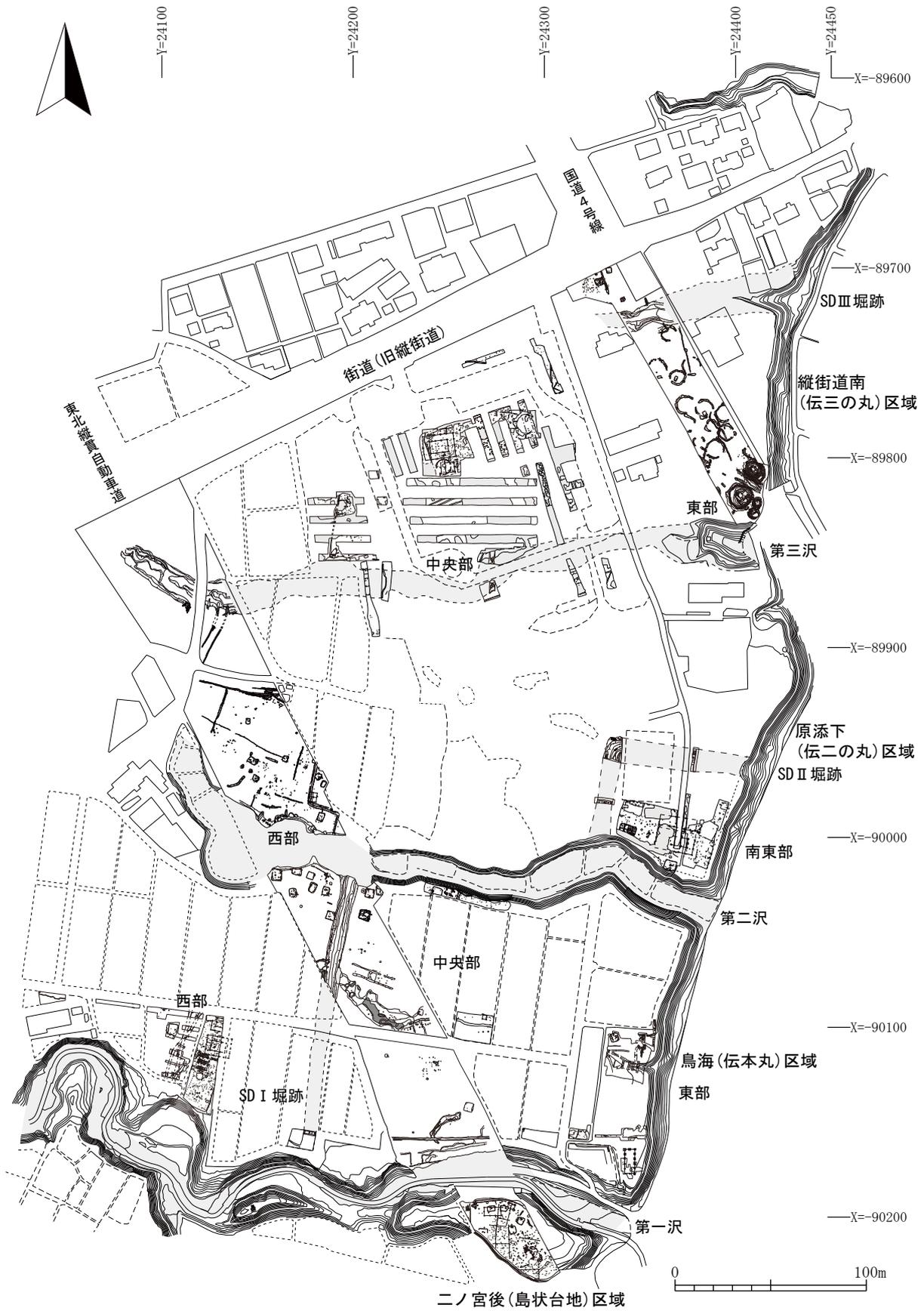
さらに11世紀半ばになると鳥海（伝本丸）区域には第二沢と第一沢を結ぶように南北にSDI堀が堀削され、第二沢、SDI、第一沢の「堀」に囲まれた防御性に富む地域が作られる。二ノ宮後（島状台地）区域でも掘立柱建物とそれを囲む溝や柱列が確認されており防御性が高まったことが指摘されている。さらに原添下（伝二の丸）区域でもL字状の堀で囲まれた建物群が発見されている。このように11世紀半ばになると一挙に防御性が高まっている。安倍頼良の代になり勢力を伸し防御性を高めていったものと思われる。

鳥海柵は安倍宗任の柵であると同時に致命傷を負った頼時が最後に戻って亡くなった場所であり、安倍氏にとって最も重要な拠点である。だがこれまで見てきたように本来この場所には胆沢城と親和的な、あるいは補完的な施設があったものと思われる。そのような場所だったからこそ、陸奥権守となった安倍忠好がこの地に入り拠点としたのであろう。一般の国衙についていえば、国衙廃絶後の国務は在庁官人らの私宅などで執り行われたと考えられる。胆沢城の場合も廃絶後、国務は胆沢城に配置された国司や在庁官人、鎮守府將軍の私宅などで執り行われるようになったのであろう。陸奥権守安倍忠好はこの地に拠点を築き国務に関与し、また北方との交易などにも深く関わるようになった。ちょうど北方ではこのころ堀に囲郭された防御性集落が築かれている時代であった。また東国に居館を持つ軍事貴族らが物資を求めて流入している時代でもあった。こうした防御制集落や軍事貴族と接する中で鳥海柵も防御を高めていったものと思われる。このような11世紀半ば以降の鳥海柵は胆沢城のような古代城柵よりも中世的武士の居館などと共通する部分が多いように思われる。北方防御性集落や東国軍事貴族の影響を受けた鳥海柵は防御性を高め、安倍氏自身も軍事貴族、兵化していった。このような安倍氏や鳥海柵を中世武士やその居館の一つのルーツと見ることは可能であろう。鳥海柵は中世の黎明を告げる遺跡といえよう。

付記 本稿作成にあたって伊藤循氏より種々ご教示を得た。記して謝意を表したい。



史跡位置図





前九年合戦絵詞「ちょうよう せつく重陽の節供に安倍貞任、将軍を奇襲する」国立歴史民俗博物館 所蔵

# シンポジウム

コーディネーター

／大平 聡氏  
宮城学院女子大学 教授

パネラー

／戸川 点氏  
東京都立町田高等学校 副校長

／本堂 寿一氏  
史跡鳥海柵跡保存管理計画

策定委員会 委員長

／入間田宣夫氏  
一関市博物館 館長

／佐藤 正知氏  
文化庁主任文化財調査官

／高橋 学氏  
秋田県埋蔵文化財センター

主任文化財専門員兼班長

## 古代城柵にみた北奥在来系豪族自立への道 (参考資料)

本堂 寿一

### 一. 古代東北民および北辺地域に対する「田舎史 (私) 観」的概念

蝦夷とは、中華 (中国) の統治方法を真似た大和朝廷は北の未開民を野蛮視し、王民外として客体的に位置付けた政治的呼称。令制では「夷人雑類」「東夷」「夷狄」とされ、北辺を化外地 (教化外) と見なす国家の政治的概念。地域的には東北北部。文化的には北と南の歴史的文化融合地帯。既存の在地社会と摩擦を生む。

俘囚とは、非公民「蝦夷」の同類身分として律令国家が位置付けた政治的蔑称。語源は国策として捕えた俘虜、または夷に捕われた部民系移住者の意に発するか。柵戸浮浪人など国策的移民以外の在来系民。「俘囚五位歴名」「俘囚料」(『延喜式』) といった慰撫政策の対象者。11 世紀代『太政官符』(政府公文書) における「帰降俘囚安倍宗任」「俘囚主安倍頼時」といった非公民扱いの継承は明らか。

「在来系民」とは、国策移民外の「夷俘・俘囚」と呼ばれた土着系民。北端域では「エゾ」を含み、生業圏分有化の防御性集落の発達をみる。一方、郡制域首長層は中央人との融合を重ねて城柵官衙圏 (奥郡) 支配の受け皿となり、豪族城柵の成立をみる。一定の身分上昇をみるが、旧来の利権 (俘囚長権) 放棄にはつながらず、その蔑称を払拭しきれなかった存在。

(諸例) 『陸奥話記』「父祖忠頼東夷曾長」「出羽仙北俘囚主清原真人光頼」  
『中尊寺供養願文』「弟子者東夷之遠曾也」(藤原清衡) など。

エゾとは、北の異民系 (アイヌ系) 住民。「蝦夷」と呼ばれ、アイヌ族に対する古称となる。「えそかすむつかろの野辺の萩盛」(『夫木和歌抄』)、「安藤太ト云者を蝦夷ノ管領トス」(『諏訪大明神絵詞』)。武士政権 (鎌倉) によって異域・異族概念はより明確化し、かつての俘囚概念は消える。しかしその利権は安藤氏・蠣崎氏に引き継がれ、東北古代民に対する偏見は「蝦夷」という当て字とともにアイヌ族の悲史へと敷衍化する。中央史観ではすまない日本民族の歴史問題。

### 二. 俘囚系豪族安倍・清原氏の誕生から在庁官人化へ (推論)

改賜姓の契機：元慶の乱 (878) 平定における俘軍 (俘囚軍) 動員の功績か。

賜姓仲介者：前 (鎮守府) 將軍從五位下安倍朝臣比高→安倍氏。朝臣姓は許されず  
秋田城城司正六位上行左衛門少尉兼権掾清原真人令望→清原氏  
旧姓第 1 位「真人」姓を許される。これら賜姓は式部省の管轄か。

官人化への道：城柵官衙支配からの引継ぎ (10 世紀後半からか)。奥六郡・仙北三郡における勢力淘汰と軍事力の掌握、及び代替徴税請負による国衙機関への現地産物調達。北に予想される氏族的社會への勢力伸長とその覇権化。

安倍・清原氏の克服課題：『延喜式』(延長5年-927)等にみた諸税の請負調達(下記の陸奥・出羽国における交易・貢納物の奥郡分担)と公的身分の解消。

「交易雑物」陸奥国 葦鹿皮・獨犴皮・砂金(350両)・昆布600斤・素昆布600斤・細昆布(1000斤) 出羽国 熊皮(20張)・葦鹿皮・獨犴皮  
「臨時交易御馬」 陸奥国 例年20疋位

〔その他の主な税〕 絹(陸奥国160束・出羽国150束)・綿(陸奥国13束・出羽国15束) 絲(陸奥国15束・出羽国15束) 調布(陸奥国50束・出羽国50束)等

〔賜二蕃客一例〕

蝦夷第一等(布16端)・第二等(布15端)・第三等(布13端)以下略  
俘囚外五位(絹3疋・綿10屯)・外六位(第二等に準ずる)以下略

〔第十八式部上・歴名〕

「凡郡司并禰宜。祝及夷俘第五位歴名帳。別卷毎レ年進之」(但郡司及五位歴名作二別卷一。郡司俘囚四位祿文又准レ之) (※『法曹類林』に詳細)

〔卷二十八兵部省・鎮守官人〕

「凡鎮守府官人。不レ得レ任二陸奥国人一」(※安倍氏の第1の克服課題か)

〔鎮守府〕長徳2年(996)正月25日(長徳二年「大間書」)

鎮守府 軍監 権軍監 権軍監 権軍曹 権軍曹

安倍氏に推測される鎮守府将軍との癒着例(撰関期の安倍氏は成功制へ参入か)

『小右記』長和3年—1014年(※自己流読み)

「今日(鎮守府)将軍(平)維良、自二奥州一参上。所レ貢二左府一之物、馬廿疋、故録、鷺羽、沙金、絹、綿布等、其数尤多、為レ預二将軍任符一、随二身数万物一詣二蓮府一、道路成レ市、見レ之巨万(の人々)云々、件維良初蒙二追捕官符一、不レ経レ幾關二采爵一、又任二将軍一、財貨之力也、外士狼戾輩弥濫貯二財貨一、企レ貢二官爵一之計歟、悲代也々々々」

(※『小右記』は右大臣藤原実資の日記。左府・蓮府は左大臣藤原道長邸。将軍を支えた安倍氏への見返りが鎮守府職とすれば、上記の武官「軍監」ではなかったか。)

最近説への疑問(思うままに)

陸奥権守安倍忠好は安倍忠良と同人か—陸奥国権守の嫡男「頼良」一門はなぜ「俘囚」として討伐対象か。

ハイブリットとは何か—都の電気は辺境のガソリン(原動力)になり得るか。

「安大夫」とは何か—「俘囚外五位」安倍頼良に対する『陸奥話記』作者の文学的持ち上げ、または安倍氏側の尊称ではなかったか。

武士・兵(つわもの)とは—その原理・原則とは何か。

### 三. 古代辺境における公的保塞から私的保塞への変遷

公的保塞とは＝律令国家が版図拡大期に設けた北辺の城柵官衙。進出地（開拓地）への攻めの保塞。

私的保塞とは＝城柵官衙支配域外に成立した防御性集落と城柵官衙支配域内に成立した豪族城柵。生活・領有拠点の守りの保塞。

- ①北辺の城柵官衙とは＝8～10世紀中葉にかけての辺境支配拠点。秋田城・払田柵（雄勝城）・胆沢城（鎮守府）・志和城・徳丹城など。

構造＝官衙構え。中央に政庁を置いて外郭は回字型。全体的にシンメトリーな定形的空間構成。築地塀が基調。

- ②防御性集落とは＝10世紀後半から11世紀中葉か。ほぼ郡制域外に成立した集落保塞。族的分有領域形成期における排他的村落社会か。

構造＝集落構え。全体的囲郭と部分的囲郭タイプあり。平面不定形。竪穴住居段階。壕切囲郭構造が主流。自然地形の高地性集落もある。

- ③豪族城柵とは＝11世紀。郡制域内に成立した清原・安倍氏関係城柵（大鳥井山遺跡・虚空蔵大台滝遺跡・鳥海柵跡など）。郡制域首長豪族集団保塞。

構造＝支配拠点構え。平面不定形の複郭構成。シンメトリー性を持たない地形利用の郭分割。掘立柱建物。多様な防備構造

豪族城柵系の発展＝平泉（12世紀）。豪族城柵形式継承の居館構え。族的結合によると推測される集合空間（町割状居住区の形成）。寺院群域の肥大化。

※城郭史から見た東北北部の私的保塞＝古代・中世の国家統制系列の城郭史になじまない存在。予想される「真ひらが館」（『奥州後三年記』）、既検出の「平泉館」についても構造の実態（特に壕囲い）として国司「館」系列の中世武士居館に結びつくか？

### 四. 鳥海柵跡と大鳥井山遺跡の構造比較

#### (1) 両城柵跡の全体規模の比較

鳥海柵跡：東西約300m・南北約500m。外郭線北西側不明瞭。

主要郭：北郭（縦街道南区域）・中郭（原添下区域）・南郭（鳥海・二ノ宮後区域）

大鳥井山遺跡：東西約400m・南北600m。外郭線南東側不明瞭。

主要郭：西郭（小吉山地区）・南郭（大鳥井山区域）・東郭（台処館地区）

※大鳥井山遺跡は低地帯・旧街道・鳳中学校を含むが、鳥海柵跡より約10ha広い。

#### (2) 両城柵跡平面プランの比較

鳥海柵跡：居住域（原添下区域）・居館域（原添下南東部）・軍事域（鳥海区域中央部）・生産域（二ノ宮後区域島状台地）・主殿域（縦街道南中央部）

大鳥井山遺跡：居住域（小吉山地区）・居館域（小吉山北部地区）・軍事域（小吉山・

大鳥井山東部地区)・聖域(小吉山西部地区南部)・主殿域(大鳥井山西部地区)

### (3) 両城柵跡の主な共通面

立地=街道沿いの段丘要害地形。平野部の川の蛇行地点。

構造=多郭構成。居住郭と付属郭(予想される軍事・生産・聖域など)の複合構造。

シンメトリー性を持たない構成。虎口から居館域への中軸路が認められる。

防備(遮断施設)=鳥海柵跡(断崖・壕・柵・塀・櫓・虎口)

大鳥井山遺跡(断崖・壕・柵・塀・櫓・虎口)

※個別差は大きく、合せた全体像は次のように大きな差が生み出されている。

### (4) 両城柵跡の主な異質面

築造年代=鳥海柵跡は11世紀前半か。大鳥井山遺跡はやや先行して10世紀後半か。

立地=旧城柵との距離(鳥海柵跡は胆沢川を挟んで鎮守府に近接。大鳥井山遺跡は仙北郡払田柵跡から離れた平鹿郡の横手川沿い)

構造=郭分割は地形に合わせて異質(大鳥井山遺跡は小山状丘陵域単位。鳥海柵跡は開析谷残丘域単位。既発掘区に限定されるが、両城柵の居住郭と付属郭の利用内容に大きな違いが予想される。)

防備(遮断施設)=鳥海柵跡は自然の開析谷の利用を主とする。崖縁に塀・柵・壕を併設するが、残丘基部堀切は直線的で単調。壕際に土塁。櫓は井楼風。虎口跡は貧弱(検出例)。抗戦重視は南面(胆沢川段丘側)。大鳥井山遺跡の人工的構造(櫓門・櫓・柵・二重壕・土塁など)が際立つ。虎口構造も頑丈。櫓は長屋風。逆茂木の形跡あり。鳥海柵跡の直線的ラインに対して丘陵部に合せた曲線的ラインが特色。構えに見た抗戦重視は北面(内陸の街道側か)。

※大鳥井山遺跡は鳥海柵跡に比べてより実戦的防御構造である。これが大鳥井山遺跡における当初からの構造様式であったとすれば、出羽側での戦乱は激しく、防備遅れの予想される鳥海柵跡と比較して、清原氏側と安倍側の城柵の備えに相当の温度差があったと推測される。

### (5) 居住・居館域の比較

○鳥海柵跡居住域:原添下区域(南北100~160m、東西約290m)。四辺の南と北は自然の沢利用。西は同沢の結合部と南北道路。東は崖。内部は前庭部境を塀状遺構で東西に分割。そこに東西中軸路と門が予想される。

同地内居館域:原添下区域南東隅区画。壕と土塁による方形区画(東西約73m、南北約50m)。原添下区域全体の約10分の1。土塁囲いの中の並列四面庇東西棟・並列竪穴建物跡を確認。予想される中軸路に対する虎口門。

○大鳥井山遺跡居住域：小吉山地区（東西約 240m、南北約 200m）。全体は中央やや肥大で弓張り状不整楕円形。虎口は南東側の堀区画に予想され、推定中軸路は北の居館地区に至っている。小吉山西部地区は未発掘で住居遺構不明だが、中軸路を挟んだ一般居住域と南部地区に聖地が予想される。但し確認は 11 世紀代火葬墓と 13～14 世紀の積石塚や石櫃。

同地内居館域：小吉山北部地区の隅丸方形の堀区画（南北約 80m、東西約 110m）小吉山全体の約 3 分の 1 と広い。内部は小棟群落。四面庇建物検出されず。西側断崖を除き居住域・居館域とも 2 重壕で圍繞。その外側北端に物見状突出要害部を取り入れている。

※両城柵の居住域に、虎口と居館地区を結ぶ構成に共通性は認められる。しかし居館地区の面積差とともに内部利用の違いが目立っている。大鳥井山遺跡のそれはより集団居住的であり、対して鳥海柵跡はより個人居住的である。いずれもその居住に突出した権力者は想定しがたい。

#### (6) 主殿級建物の立地と構造比較

○鳥海柵跡 SB01 建物跡：縦街道南区域（東西約 225m、南北約 100m）の中央部。広い平坦面に建てられた 3 間 4 面の東西棟。面積約 200 m<sup>2</sup>（約 60.6 坪）。

同建物下屋（庇）と身舎の構造比較

下屋＝間口 5 間（15.98m）一間約 3.2m＝約 10.56 尺

奥行 4 間（12.49m）一間約 3.12m＝約 10.3 尺

身舎＝間口 3 間（9.36m）一間約 3.12m＝約 10.3 尺

奥行 2 間（6.29m）一間約 3.15m＝約 10.4 尺

柱穴と柱穴痕：下屋（掘方径 0.6～0.8m。柱痕径 0.3～0.35m）

身舎（掘方径 0.7～0.8m。柱痕径 0.3～0.36m）

※下屋（本屋）における身舎（約 59 m<sup>2</sup>）の割合は約 30%。広縁重視の建物か。

柱穴と柱穴痕の大きさは下屋・身舎とも大差はないが、深さは検出面から平均で下屋側は約 0.5m、身舎側が約 0.3m と浅く、柱の据え方に謎を残した。

○大鳥井山遺跡 9 SB01 掘立柱建物跡：大鳥井山（東西約 240m、南北約 200m の島状独立丘陵地形）の西側頂部地区（標高約 80m。比高約 20m。大鳥井山頂部居館地区より約 5 m の高さ。面積は東西約 25m、南北約 21m で方形状平坦部。現大鳥井神社境内）。4 面庇の東西棟（面積 124.47 m<sup>2</sup>。約 38 坪）。頂部面における建蔽率は約 24%。建物内の身舎面積は約 41%。

同建物下屋（庇）と身舎の構造比較

下屋＝間口 7 間（13.7m）一間約 1.9m＝約 6.27 尺

奥行 4 間（9.1m）一間約 2.28m＝約 7.52 尺

身舎＝間口 5 間 (9.9m) 一間約 1.98m＝約 6.53 尺

奥行 2 間 (5.2m) 一間約 2.6m＝約 8.58 尺

柱穴と柱穴痕：下屋 (掘方径 0.3～0.5m。柱痕径 0.1～0.2m)

身舎 (掘方径 0.5～0.7m。柱痕径 0.18～0.30m)

\*柱穴の深さは下屋側が 0.3～0.38m、身舎側は 0.54 から 0.58m

※SB01 建物跡と 9SB01 掘立柱建物跡が両城柵の主殿級施設であったとすれば、立地、構造において相当に異質である。よって機能においても相当に異なっていたと予想される。一見すれば SB01 建物跡は客殿風であり、9SB01 掘立柱建物跡は集会所風である。また全く要害地形を意識しなかった SB01 建物跡に対して、最も眺望良好な段築造成の要害地に建てられたのが 9SB01 掘立柱建物跡である。よって両建物には政治的機能と軍事的機能といった違いが予想される。

実は 9SB01 掘立柱建物跡からの出土遺物皆無にして、遺物から年代を特定しえない存在である。よって大鳥井山遺跡の主殿であったかという疑問は消えない。一方、SB01 建物跡の創建はその出土遺物から 11 世紀前半として明確にされた。しかしこの SB01 建物跡にあっても様々な問題が残されている。

#### (7) 両豪族城柵における主殿級建物跡の謎

##### ○鳥海柵跡：要害地形を必要としなかった SB01 建物跡

1. 縦街道古墳群に接した地に構えられた理由。古墳群はどのように意識されていたか。
2. 付属建物とも推測される隣接した SB02 建物跡との関係。分棟か一体棟か。
3. 柱痕内に充填された焼土粒の原形と廃棄行為について。土壁は有ったか無かったか。
4. 建物内の焦熱酸化面の形成について。火災で焼失したかしなかったか。

##### ○大鳥井山遺跡：要害地形に建立されたが創建年代不明の 9SB01 掘立柱建物跡

1. 建物跡内から大鳥井山柵時代 (10 後半～11 世紀) の遺物が検出されなかった理由。  
隣接柱穴跡から出土した 12 世紀代遺物との関連。平泉期再整備の可能性は？
2. 中世的城館風の段築 3 段の造成年代。現況の箱塚跡の開削年代。氷室道との関係。
3. 土塁囲い・神社境内と 9SB01 掘立柱建物跡敷地の整合理由。建物北側の空地理由。
4. 廃棄年はいつか。「大鳥山」はいつから「大鳥井山」(大鳥居山) か。聖地化へ道？

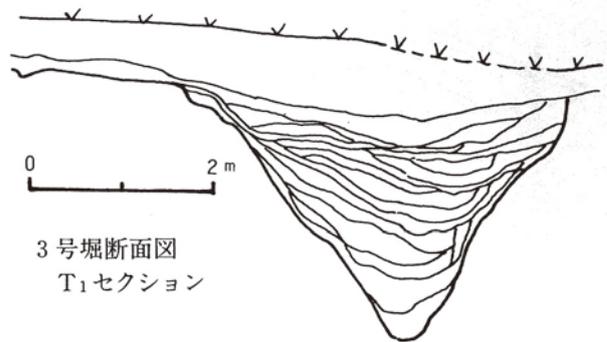
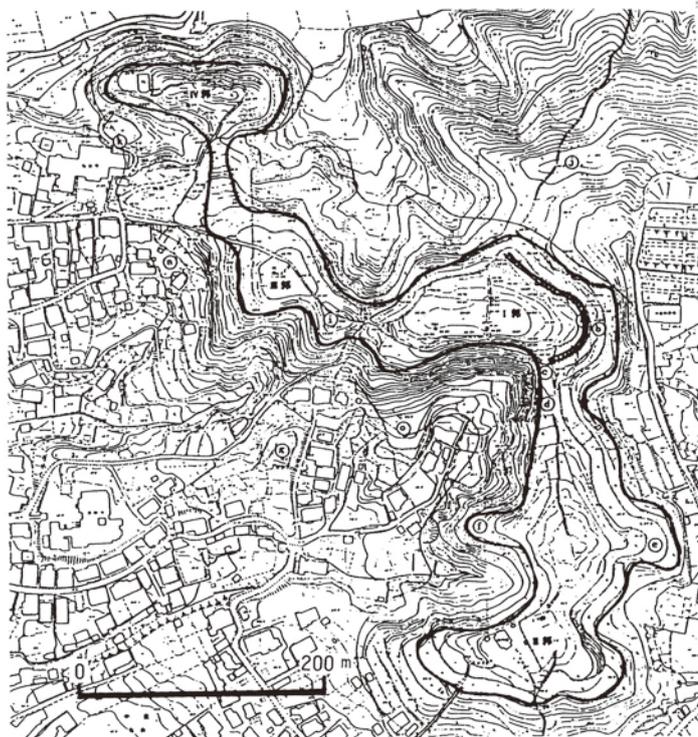
おわりに：今後 11～12 世紀代の豪族城柵跡 (用語の吟味は要するとして) の発見増加は予想される。ここではその構造について鳥海柵跡と大鳥井山遺跡について比較した。これら出現の背景に防御性集落圏を含む抗争期が想定される。よって囲郭の祖型については北の防御性集落は無視しがたい。ただし櫓門や、推測される「楯」の利用といった防備の細部については、南の武士団の戦術との対比が課題となろう。



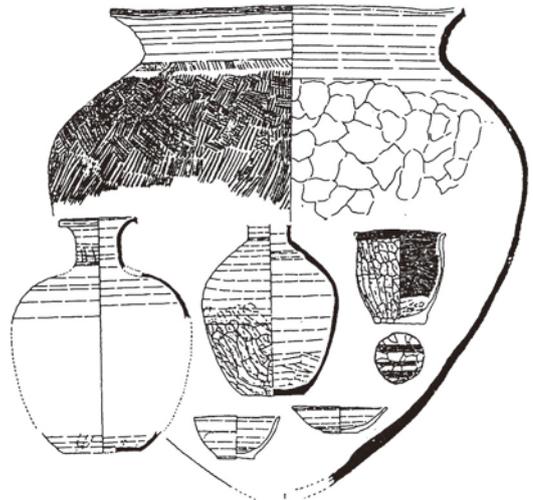
図 2. 日本海側の防御性集落跡 (青森県津軽地方・中里城遺跡)

1997年 3月

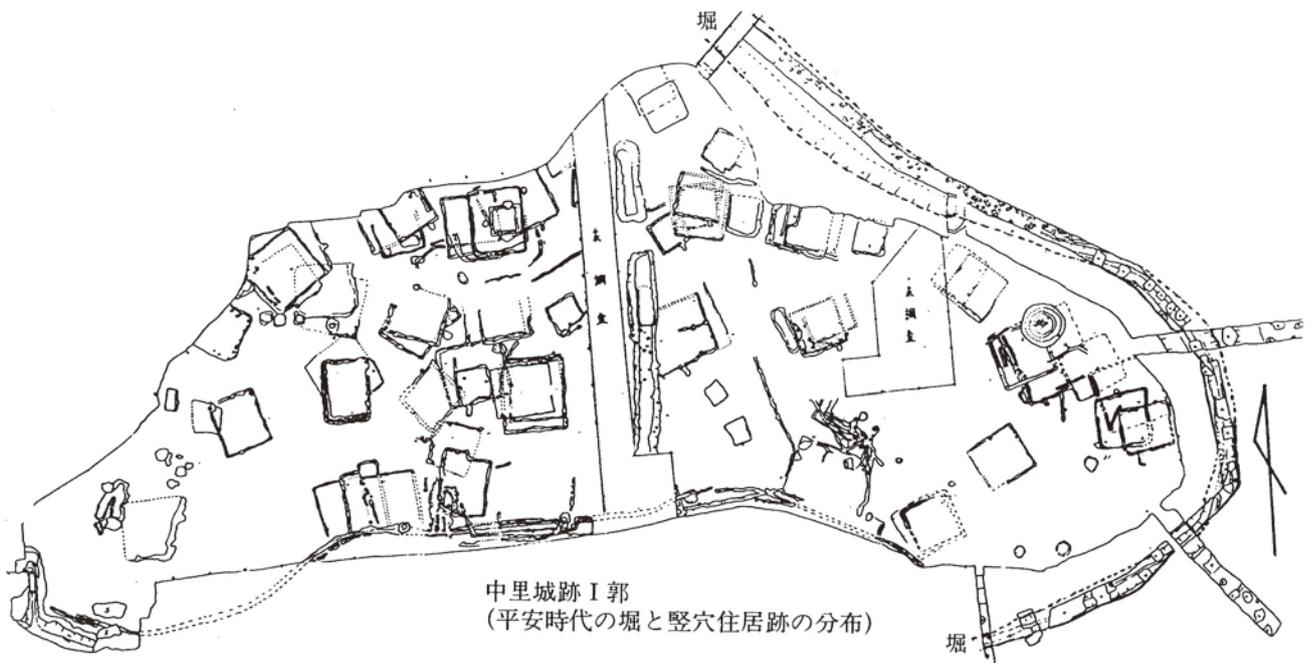
北上市立博物館研究報告 第11号



3号堀断面図  
T1セクション



中里城遺跡位置図と堀・遺物 40号住居床面出土土器  
(斎藤淳氏提供)

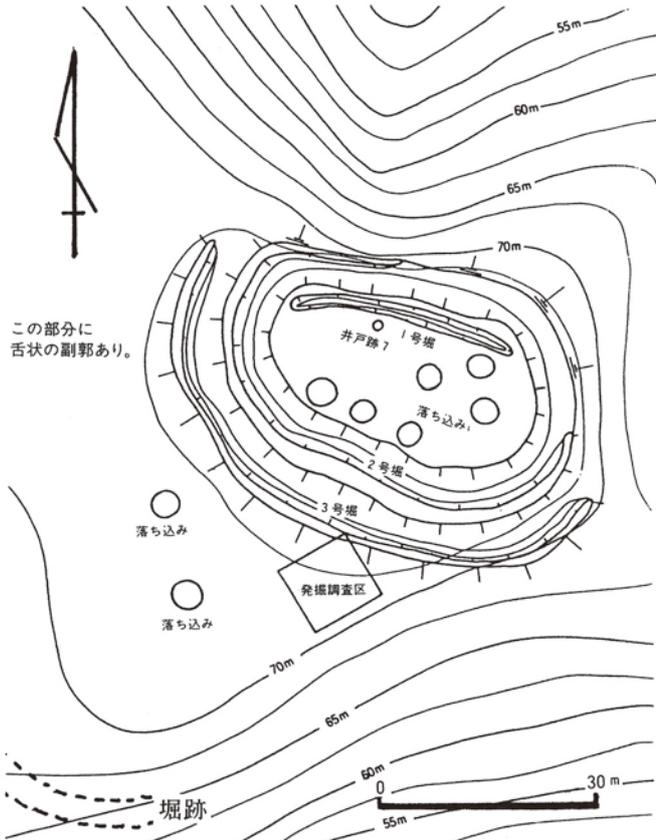


中里城跡 I 郭  
(平安時代の堀と竪穴住居跡の分布)

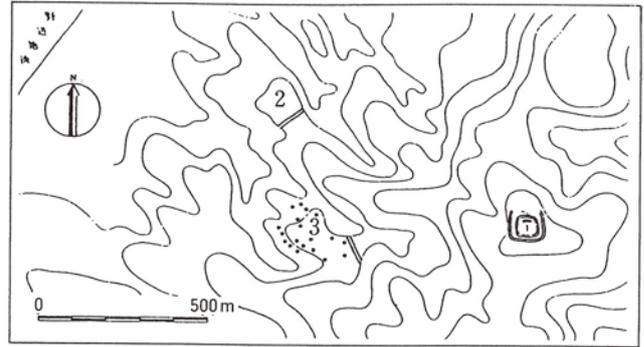
中里城遺跡(中里町教育委員会1990・文献50)

### 図 3. 太平洋側の防御性集落跡（青森県上北地方の諸例）

本堂寿一：北日本の古代防御性集落の調査成果と課題

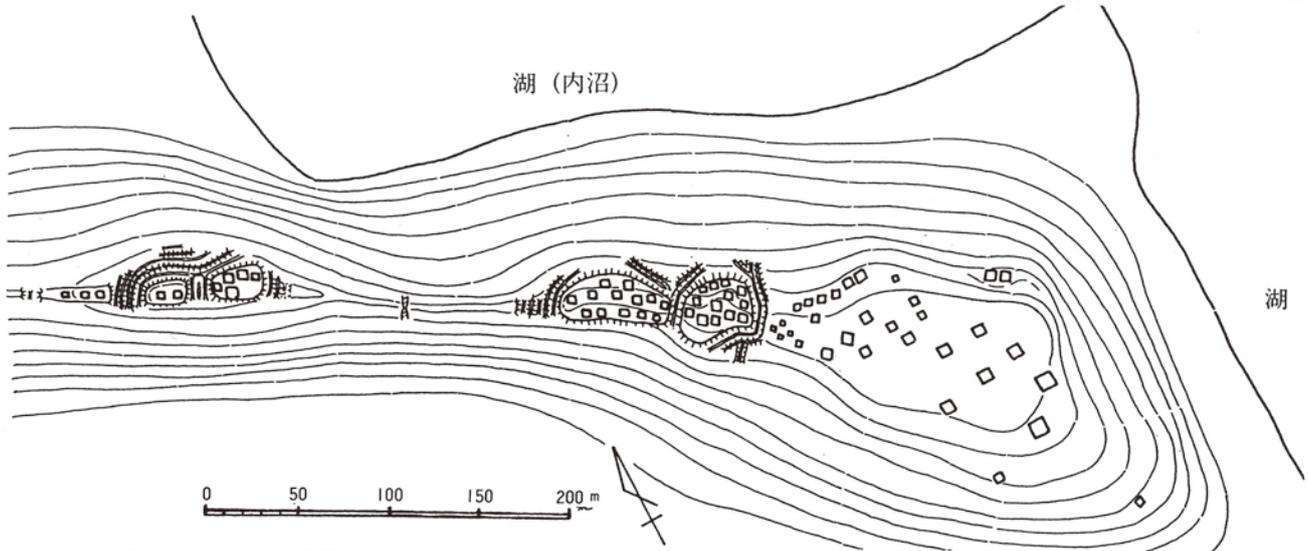
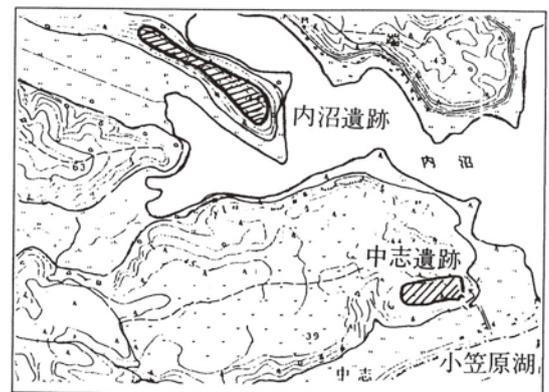


明前遺跡(青森県教委1980・文献41)

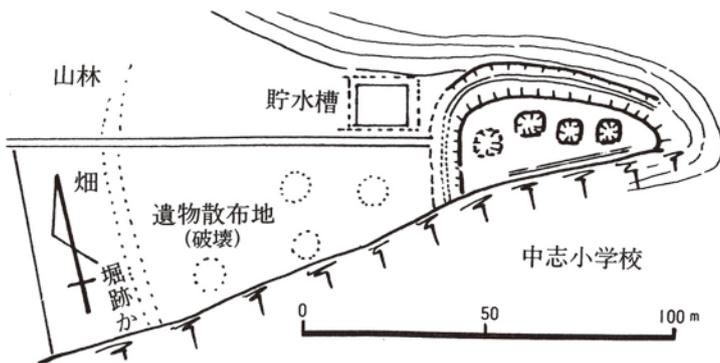


明前遺跡付近略図(文献31)

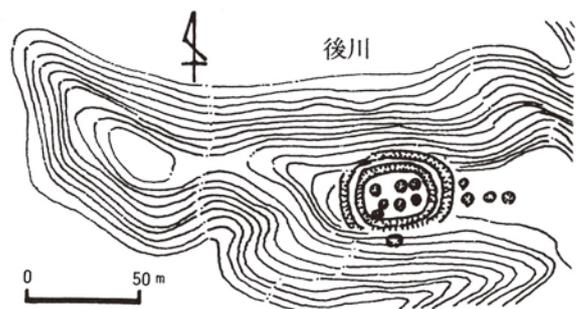
1. 本館址 2. 支館址 3. 竪穴住居群



内沼遺跡(六ヶ所村)概略図(右上・内沼と中志遺跡位置図 文献22)



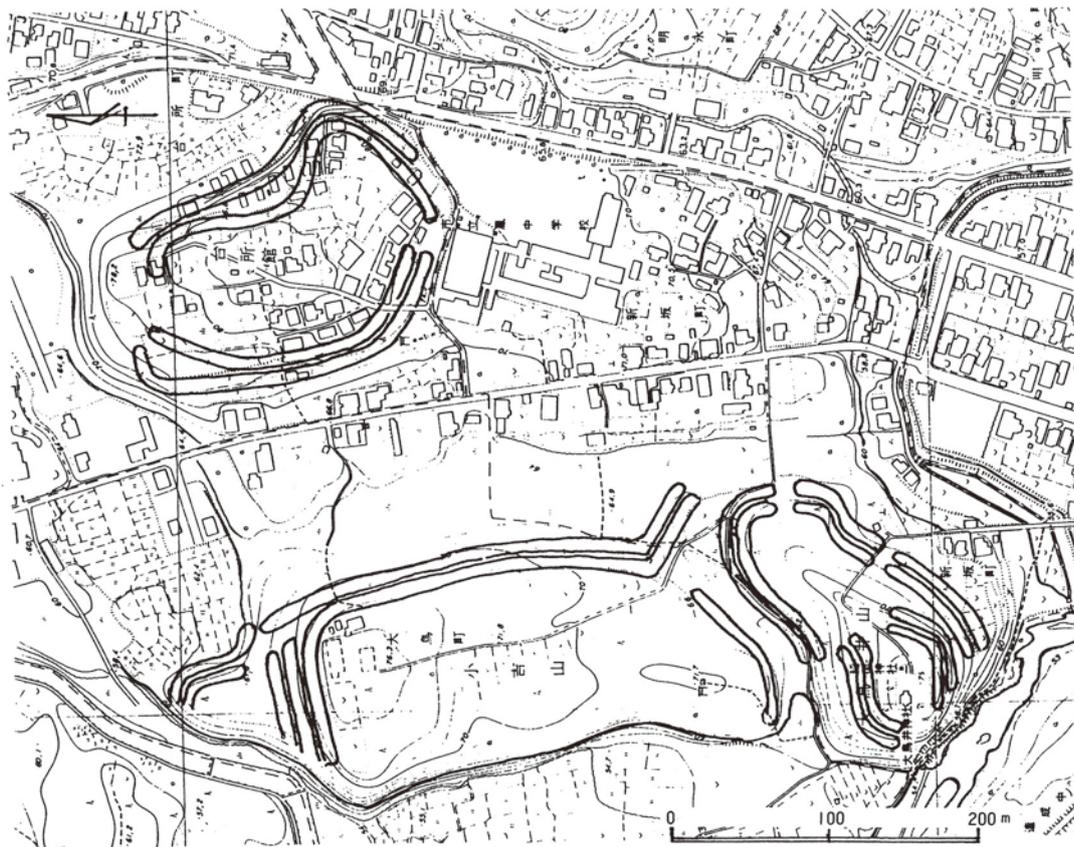
中志遺跡(青森県六ヶ所村)概略図



戸鎖館遺跡(青森県六ヶ所村)概略図

図4. 日本海側の豪族城柵 (秋田県横手市大鳥井山遺跡)

本堂寿一：北日本の古代防御性集落の調査成果と課題



大鳥井山遺跡全体図 (横手市教委 1978・文献36)

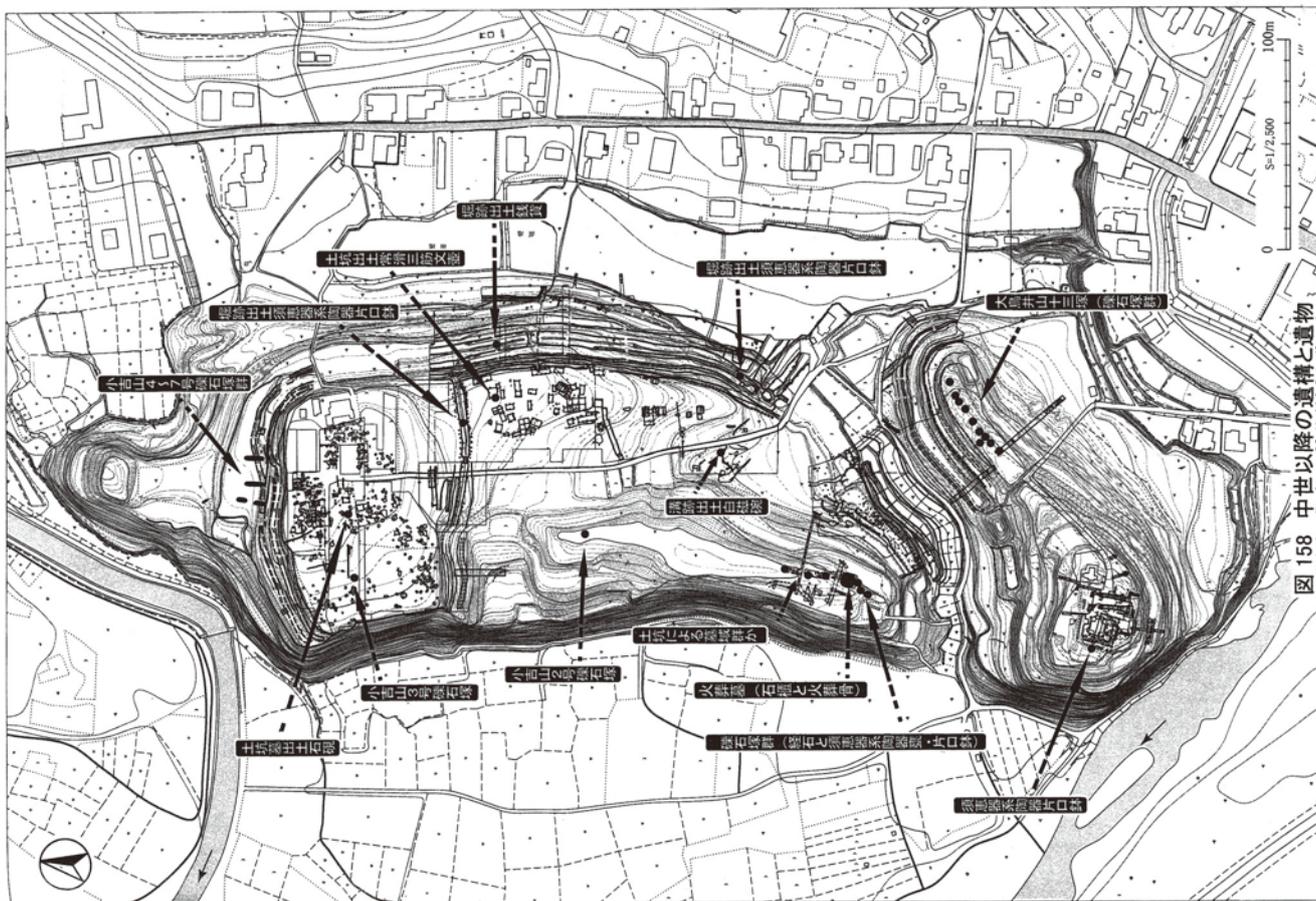


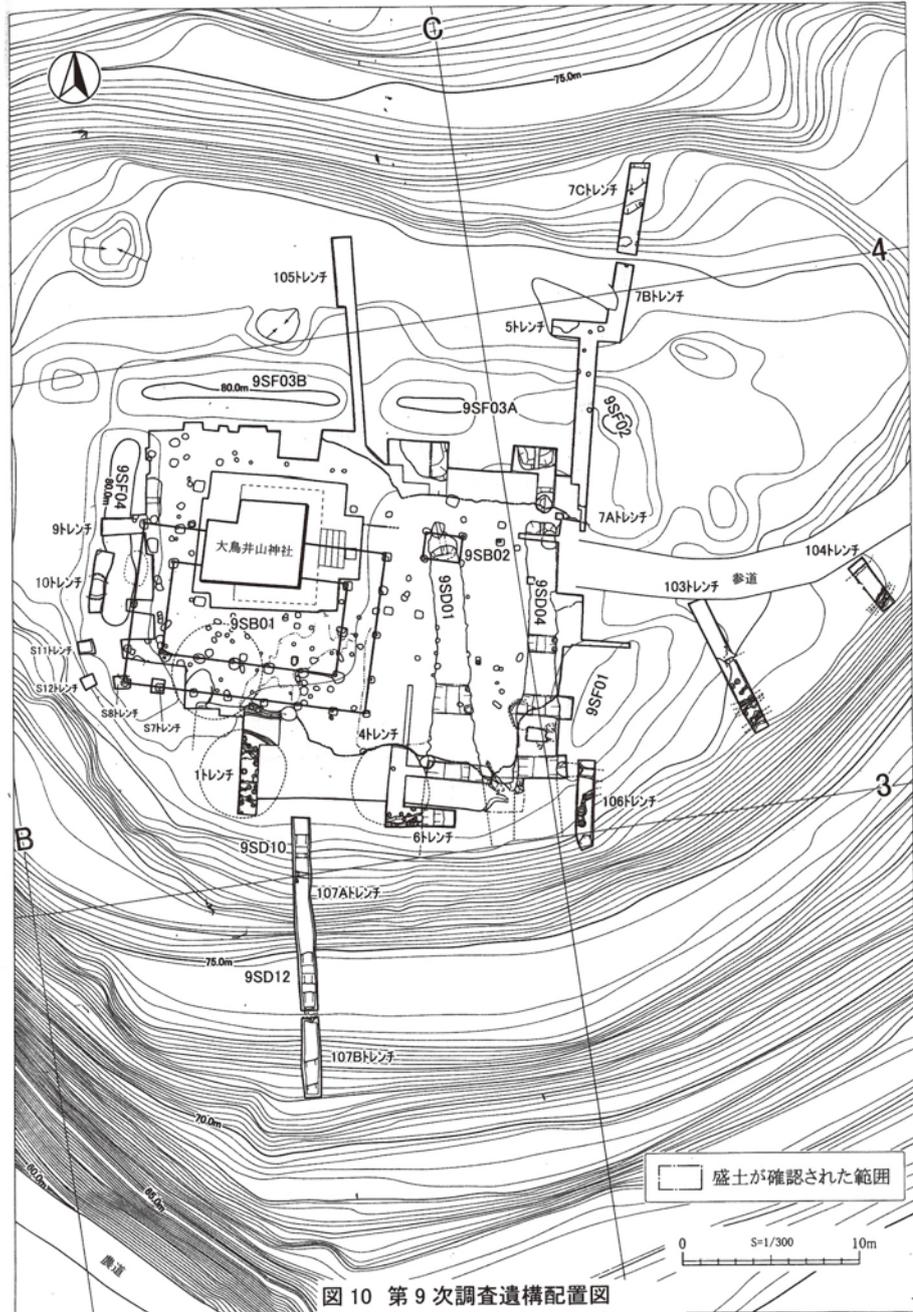
図158 中世以降の遺構と遺物

大鳥井山遺跡要図 (小吉山地区・大鳥井山地区)

横手市文化財調査報告第12集『大鳥井山遺跡』平成21年

図 5.

大鳥井山遺跡要図  
(大鳥井山西部地区)



大鳥井山西部地区  
主殿風建物跡  
9SB01 建物跡全図

図 10 第 9 次調査遺構配置図

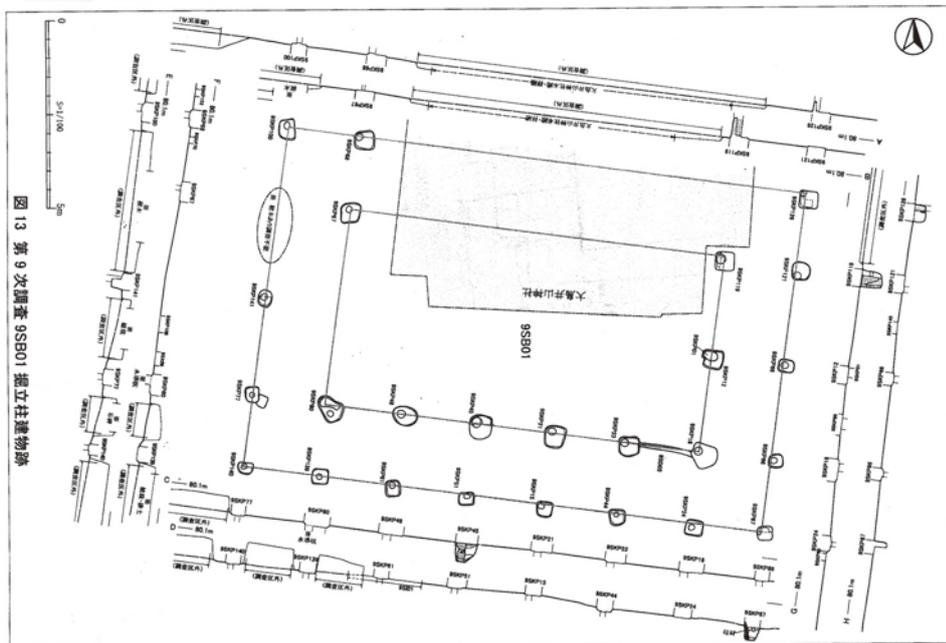


図 13 第 9 次調査 9SB01 掘立柱建物跡

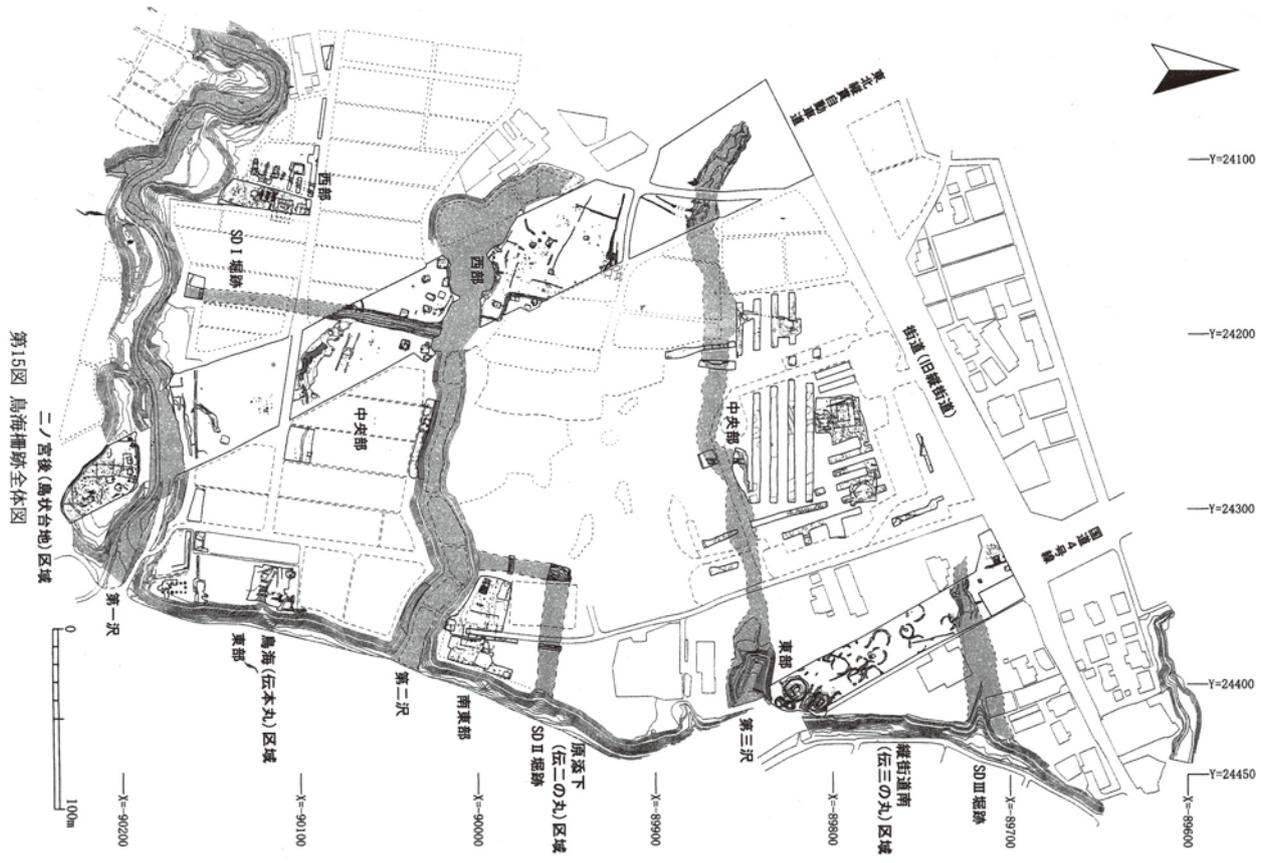
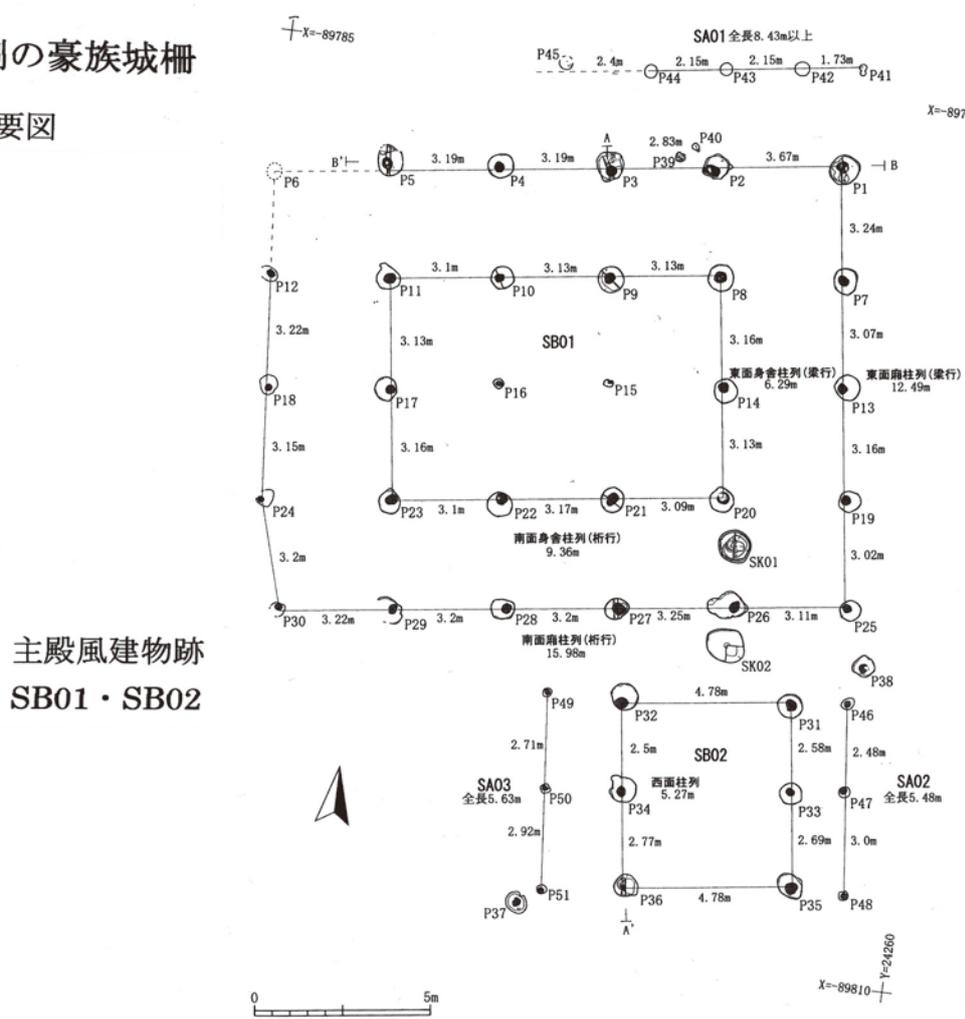
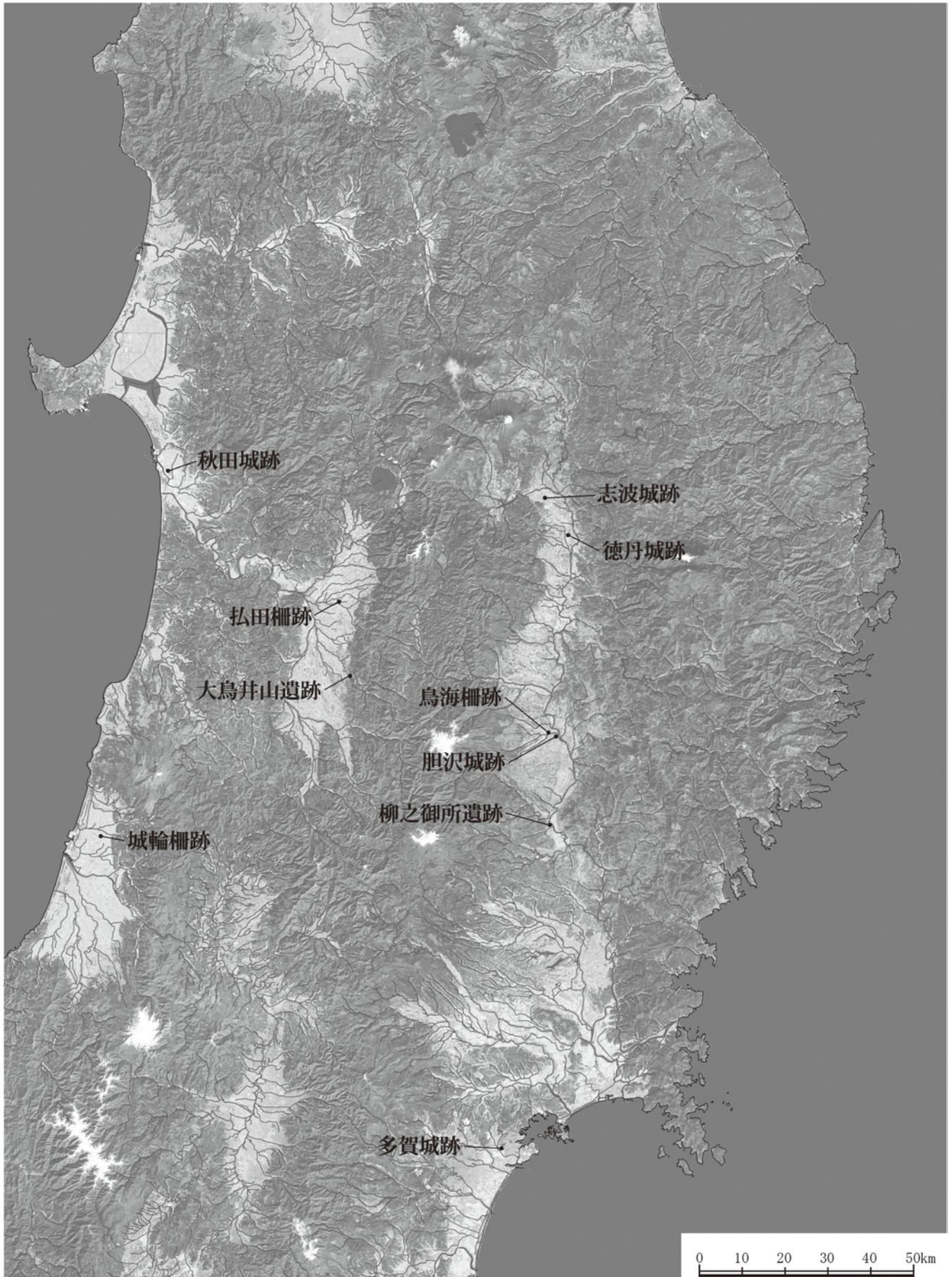


図 6. 太平洋側の豪族城柵  
鳥海柵跡要図





平安時代の東北地方の主要遺跡



ちょうよう せつく  
前九年合戦絵詞「重陽の節供に安倍貞任、将軍を奇襲する」国立歴史民俗博物館 所蔵

- (1) 「酋長」(「東夷」)、「所部俘囚」「夷人」「山北俘囚主」ほかは、公家側の言説  
史料①②
- (2) 「奥六郡主」は、武家側の言説 ④⑥
- (3) 「兵」「安大夫」が、偏りのない言説 ①②③⑦
- (4) 中世的郡司・兵、すなわちハイブリッドな新人類の成立 石母田・大石・入間田
- (5) 「大夫」は「地方社会のなかの一種の身分呼称」(「在庁官人に准じる」) 大石⑦⑨
- (6) 「館」(たち)は、国司の政庁(宿館)だった。「御館」(みたち)は、国司の尊称だった。その四面庇の大邸宅が、安倍・清原氏ほかによって、継受される。そして、清原真衡の時期には、「館」「御館」の尊称までもが、継受される。それに対して、安倍氏の時期には、四面庇の大邸宅は継受されるものの、「柵」と呼ばれるに止まる。その尊称も、「大夫」に止まる。 入間田・八重樫・古川 ⑤⑦⑧
- (7) 安倍頼良の勢力は、「家族」+「郎等」(「腹心」)のほか、磐井金氏ならびに「亙理権大夫経清」「伊具十郎永衡」らの姻族を加えたものに止まる。 ③⑩⑪
- (8) 清原氏が山北三郡に「土着」したのは、光頼・武則(前九年合戦の当事者)にとって父親にあたる武頼の時期だった。とするならば、安倍氏による奥六郡「土着」も、頼良の父親にあたる忠好の時期だった。としても、不思議ではない。 野中・戸川 ⑫

(参考文献)

石母田 正『中世的世界の形成』伊藤書店、1946年、

のちに『石母田正著作集』五巻、岩波書店、2001年に再録。岩波文庫には、1985年。

入間田宣夫「亙理権大夫経清から平泉御館藤原清衡へ」、入間田編『兵たちの登場』高志書院、2010年、のちに入間田『平泉の政治と仏教』に再録

「安倍・清原・藤原政権の成立史を組み直す」、

安斎・入間田監修『北から生まれた中世日本』高志書院、2012年、同『藤原清衡 平泉に浄土を創った男の世界戦略』集英社、2014年

大石 直正「中世の黎明」、小林・大石編『中世奥羽の世界』東京大学出版会、1978年  
「藤原経清考」、大石『奥州藤原氏の時代』吉川弘文館、2001年

戸川 点「前九年合戦と安倍氏」、十世紀研究会編『中世成立期の政治文化』

東京堂出版、1999年

野中 哲照『後三年記の成立』汲古書院、2014年

「出羽山北清原氏の系譜—吉彦氏の系譜も含めて—」、

『鹿児島国際大学国際文化学部論集』15-1、2014年

菅野 文夫「気仙金氏小論」、『岩手大学教育学部研究年報』54-3、1995年

樋口 知志『前九年・後三年合戦と奥州藤原氏』高志書院、2011年

遠藤祐太郎「金氏との婚姻関係からみた奥六郡安倍氏の擡頭課程の研究」、

『法制史学』71号、2009年

八重樫忠郎「東北地方の四面庇建物」、入間田・坂井秀弥編『前九年・後三年合戦』

高志書院、2011年

古川 一明「十一～十二世紀の陸奥国府と府中」、『中世都市研究』16号、2011年

陸奥話記一名陸奥物語

陸奥話記

陸奥話記

六箇郡之司有安倍頼良者。是同忠良子也。父祖忠頼東夷會長。威風大振。村落皆服。橫行六郡。劫畧人民。子孫尤滋蔓。漸出衣川外。不輸賦貢。無勤僇役。代々驕奢。誰人敢不能制之。

父祖忠頼  
自稱酋長  
(陸奥各守)

於是經清等怖不自安。竊語其客曰。前車覆者後車鑿也。韓彭被誅。黥布寒心。今十郎已沒。吾亦不知何日死。爲之如何。客曰。公露赤心。欲事將軍。將軍必竟。公不若讒口未開之前。叛走從于安。大

經清等  
十郎已沒  
王命將軍

源頼義朝臣、野安陪員任等語第十三

卷三

今昔、後冷泉院ノ御時ニ、奥六郡ノ内ニ安陪頼良ト云者有ケリ。其父ヲ忠良トナム云ケル。父祖世々相繼テ會長也ケリ。威勢大キニシテ、此ニ不隨者无シ。其類伴廣クシテ、漸ク衣川ノ外ニ出ツ。公事ヲ不動ル、代々ノ國司此レヲ制スル事不能ハ。經清此レヲ見テ、恐テ畏テ、親シキ者ニ蜜ニ語テ云ク、「我レ亦何死ナムト爲ラムト。答テ云ク、「君極ク守ニ仕フトモ、必ズ讒言有ラム、疑ヒ无ク被テ斂ナム。只早ク逃テ安大夫ニ隨ヘト。經清此レヲ信シテ去ナムト思テ、謀ノ言ヲ以テ軍等ニ云ク、「頼時ガ軍、間道ヨリ出テ、國府ヲ責テ守ノ北方ヲ取ラムトス。此レヲ聞テ、守軍等發リ騷グ。而ルニ經清、軍ノ乱レ騷ク、隙ニ私ノ兵八百余人ヲ具シテ、頼時ニ隨ス。

陸奥國安倍頼時、行胡國空返語第十一

卷三

今昔、陸奥ノ國ニ安倍ノ頼時ト云フ兵有ケリ。其ノ國ノ奥ニ夷ト云者有テ、公ニ隨ヒ不奉スシテ、「戦ヒ可奉シ」ト云テ、陸奥ノ守源ノ頼義ノ朝臣責ムトシケル程ニ、頼時其ノ夷ト同心ノ聞エ有テ、頼義ノ朝臣、頼時ヲ責ムトシケレバ、頼時ガ云ク、「古ヨリ于今至マデ、公ノ責ヲ蒙ル者、其ノ員有ト云ヘドモ、未ダ公ニ勝奉ル者一人无シ。然レバ我レ更ニ錯ツ事无シト思ヘドモ、此ガ責ヲミ蒙レバ、敢テ可遁キ方无シ。而ルニ此ノ奥ノ方ヨリ海ノ北ニ、隘ニ被見渡ル地有ナリ。其ニ渡テ所ノ有様ヲ見テ、有スベキ所ナラバ、此ニテ徒ニ命ヲ亡サムヨリハ、我レヲ難去ク思ハム人ノ限ヲ相具シテ、彼ニ渡リ住ナムト云テ、先ヅ大キナル船一ツヲ調ヘテ、其レニ乘テ行ケル人ハ、頼時ヲ始テ、子ノ厨河ノ二郎貞任・鳥ノ海ノ三郎宗任、其ノ外ノ子共亦親シク仕ケル郎等廿人許也。其ノ徒者共、亦食物ヲ多ク爲ル者、取合セテ五十人許、一ツ船ニ乗テ、暫ク可食キ白米・酒・菓子・魚・鳥ヲ皆多ク入レ拵テ、船ヲ出シテ渡ケレバ、其ノ被見渡ル地ニ行着ニケル。

陸奥話記  
下巻  
心腹也

4

奥州後三年記上

永保のころ奥六郡がうちに清原真衡といふものあり。荒河太郎武真が子。鎮守府將軍武則が孫なり。真衡が一家はもと出羽國山北の住人なり。康平のころほひ。源頼義真任宗任をうちし時。武則一万餘人の勢を具して御方にくははれるによりて。真任宗任をうちたいらげたり。これによりて武則が子孫六郡の主となれり。それよりさきには真任宗任が先祖六郡の主にてはありけるなり。

天保  
合  
字  
部  
立  
に

5

ここに清衡家衡よろこびをなして。

せいをまこして真衡がたちへをそひゆくみちにて。伊澤の郡白鳥の村の在家四百餘家をかつかつ焼はらふ。

真衡出羽へ越ぬる

よしをきく。きよひら家ひら又さきのごとくをそひきたりて真ひらが館をせむ。其時國司の郎等に參河國の住人兵藤大夫正經。伴次郎兼仗助兼といふ者あり。むこしうとにてあひぐしてこの郡の檢問をして。さねひらがたちちかくありけるを。真衡が妻つかひをやりていふやう。さねひら秀武がもとへゆきむかへるあひだに。清ひら家ひらをそひきたりてたしかふ。しかあれども。兵多くありてふせぎたしかふにをそれなし。たゞし女人の身大將軍のうつはものにあらず。さたり給ひて。大將軍として。かつはたしかひのありさまをも國司に申さるべきよしをいひやれり。正經助兼等これを聞て事とはず。さねひらがたちへきたりぬ。清ひら家ひらよせきたり。

金  
金  
金

6

九二 陸奥守秀衡入道請文參者、貢馬貢金等先可沙汰、  
進鎌倉可令傳進京都由載之云々、是去比被下御書、御  
館者奥六郡主、予者東海道總官也、尤可成、  
行程、無所手欲通、信、又如貢馬貢金者、爲國土貢、予爭  
不三管領哉、自當年早予可傳進、且所守勅定之趣也者、  
上所與御館云々、

(吾妻鏡 文治三年四月二四日)

巻二五

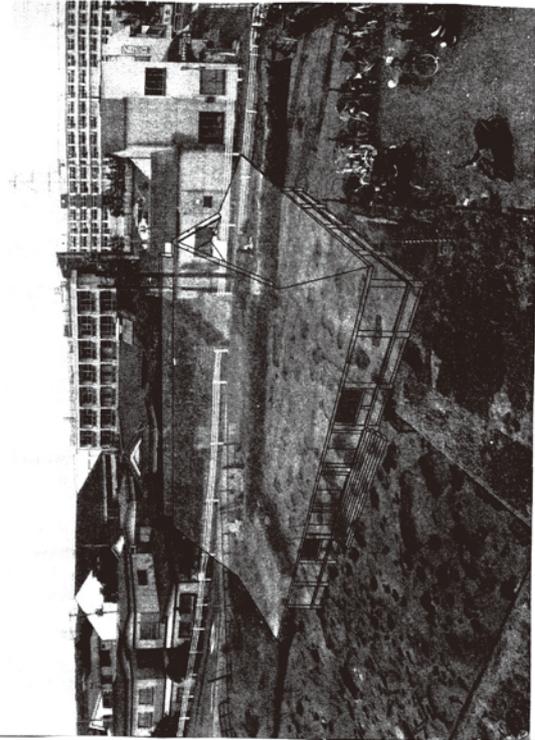
平維茂、尉藤原諸任語第五

今昔、實方中將云人陸奥守ニ成テ、其ノ国ニ下タリケルヲ、其ノ人ハ止事无キ公違テレバ、国内ノ可然キ兵共、皆前ノ守ニモ不似、此ノ守ヲ總應シテ、夜ル晝ル館ノ宮仕怠ル事无カリケリ。

陸奥国府庭大夫介子語第五

巻二六

今昔、陸奥ノ国ニ勢徳有ル者、兄弟有ケリ。兄ハ弟ヨリハ何事モ事ノ外ニ増テソ有ケル。国ノ介ニテ政取行ヒケレバ、国ノ聽チ常ニ有テ、家ニ居タル事ハ希ソ有ケル。家ハ館ヨリ百町許去テソ有ケル。字ヲバ大夫ノ介トナム云ケル。



多賀城の「国館」の発掘風景と四面庇建物の復元図を重ねあわせる  
(多賀城市教育委員会提供)

子

人字指ヤ式  
字匠(印)

○三四二二 藤原太子解○後藤家  
古文書家

「任文書之理、可耕作之」

(花押)

藤原太子解 申請 御館御裁事

請被殊蒙 鴻恩、任次第證文理、裁定肥前國杵嶋北  
郷大町宮御領福面村田畠子細狀、

副進

本公驗伍通

沽券壹通

右、謹檢案内、於件田畠者、本公驗等去仁平二年正月廿七日買得之後、令領掌之間、親父故執印通良不慮之外、令死去畢、其後如本可致沙汰之處、或成恐、或致悲間、忘此沙汰、所送年序也、而於今者雖爲狹少之所知、依令帶公驗、所令言上也者、自昔至今、田畠領掌之道、以公驗爲先、然者幸遇正直之御務、乍持證文、蓋訴申此由哉、尤可有御邊迹而已、望請 鴻恩、任解狀、早有 御裁定者、彌仰憲法之貴、知道理之不空矣、仍勒在狀、言上如件、謹解、

仁安二年四月 日 藤原太子

1166

○三六七〇・三六七一 紀伊國紀實俊申文

○紀伊續風土記附錄 栗栖氏文書

9

「於新開發者依請之、御判」

紀實俊謹解 申請 國裁事

請被蒙 國恩、裁免直川保河南島久重名內松門名  
荒野開發畠肆町、且依爲四隣牛馬放食地、且依爲  
洪水深底朽損地、備永代證驗、殊爲存國益、被免除  
萬雜公事交分等天、所當稅代麥段別貳斗代爾、追年  
取進梶取請文、子細愁狀、

1132

承安肆年十二月 日 紀實俊申文

件畠令開發荒野、爲松門別名、所當稅代麥貳斗令納  
下、至萬雜公事并保司役、可免除之由、國判顯然也、仍  
加在廳與判矣、

散位紀朝臣在判

散位紀朝臣在判

裏書

直川惣新大夫

散位藤原朝臣在判

直川介大夫

散位秦 宿禰在判

永穗中小大夫

散位忌部宿禰在判

湯橋新大夫

散位中臣朝臣在判

田屋介大夫

散位秦 宿禰在判

田井執行大夫  
中村三郎大夫

(續風土記に於て)

其後不<sub>レ</sub>幾、貞任伯父

安倍爲元字赤村貞任弟家任歸降。又經教日宗任等九人歸降。

同十二月十七日國解云、斬獲賊徒安倍貞任、同重任、藤原

經清、散位平孝忠、藤原重久、散位物部維正、藤原經光、

同正繼、同正元、歸降者安倍宗任、弟家任、則任出<sub>レ</sub>家、散位

安倍爲元、金爲行、同則行、同經永、藤原業近、同賴久、

同遠久等也。此外貞任家族無<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>貴類。但正任一人未<sub>レ</sub>出來

云々。僧良昭已至<sub>レ</sub>出羽國、爲<sub>レ</sub>守源齊賴所<sub>レ</sub>擒。正任初隱

出羽光賴子字大鳥山太郎賴遠許。後聞<sub>レ</sub>宗任歸降由、又出來

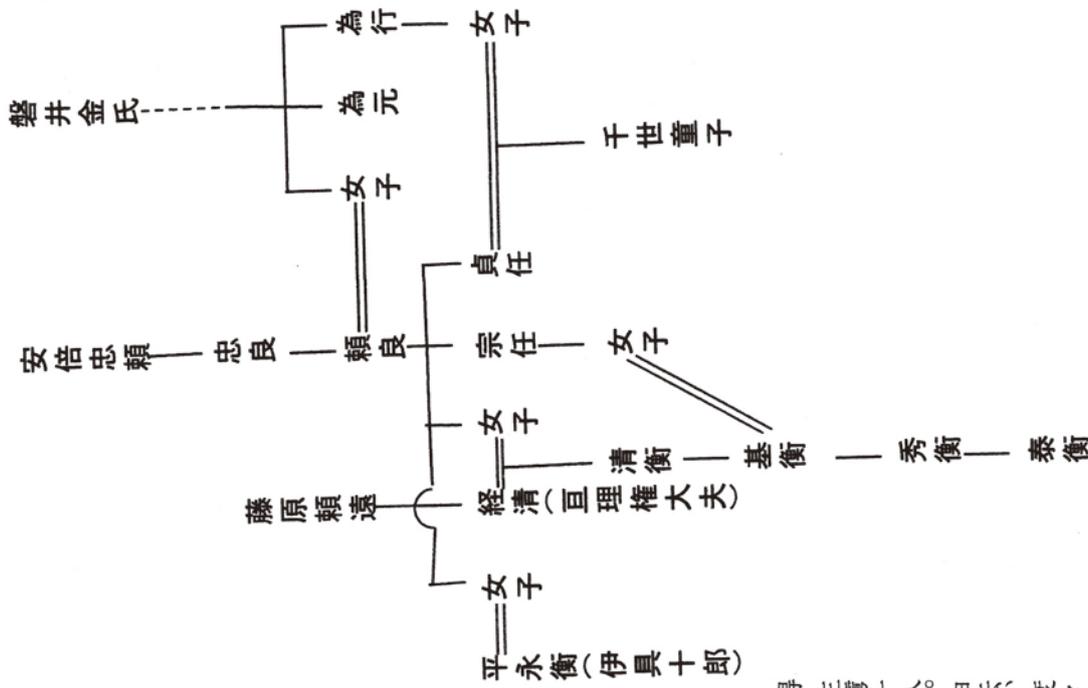
了。

陸奥記  
10

十訓抄  
爲行可隆  
重久  
復心  
業近  
復心

11 安宅忠賴夫人御相圖

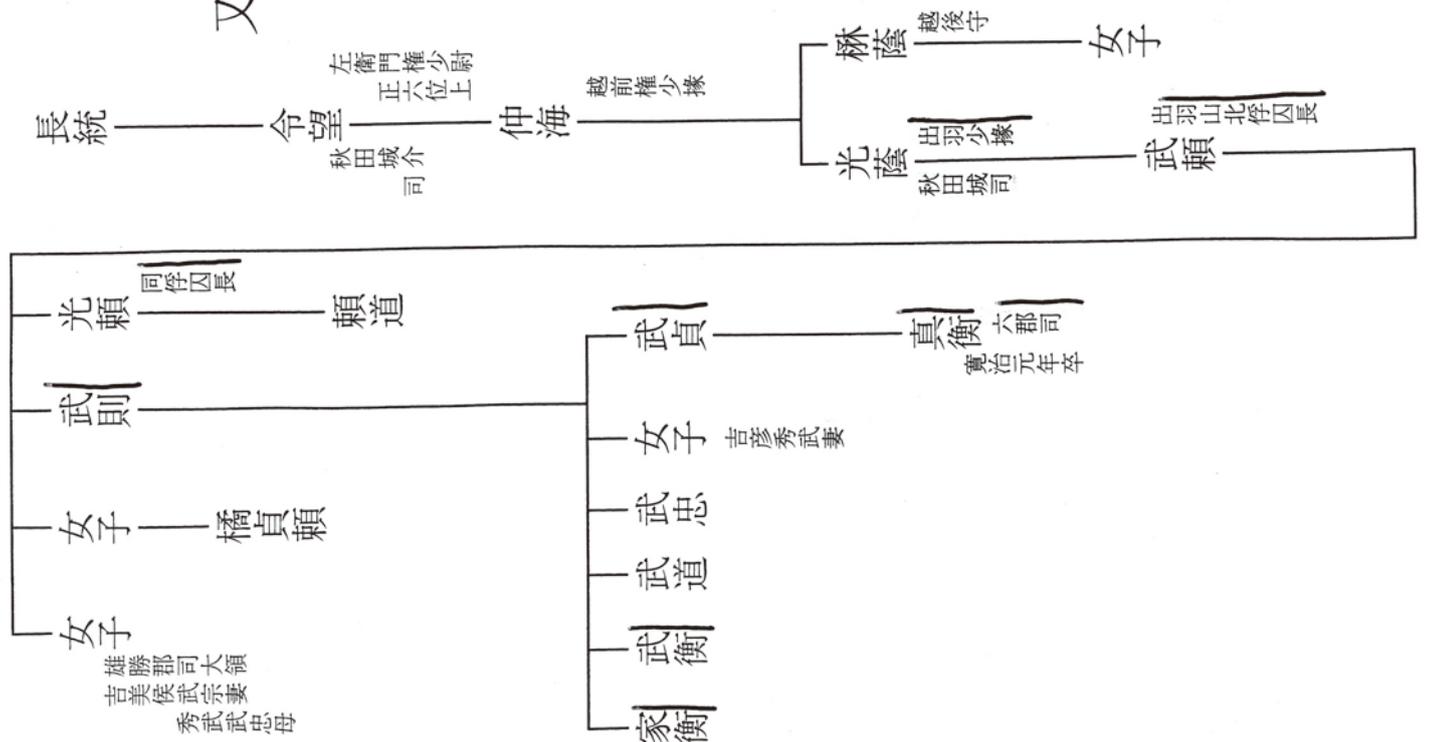
以送其孫不歸



得生虜一人。申云、度々合戰之場、賊帥死者數十人。所謂散位平孝忠・金師道・安倍時任・同貞行・金依方等也。皆是貞任・宗任之一族、驍勇驍悍之精兵也云々。

(陸奥守)

12 武則(女子)御相圖 (安宅忠賴夫人御相圖) 野津言文



# 私たちは鳥海柵跡の全体を捉えているのだろうか

佐藤 正知

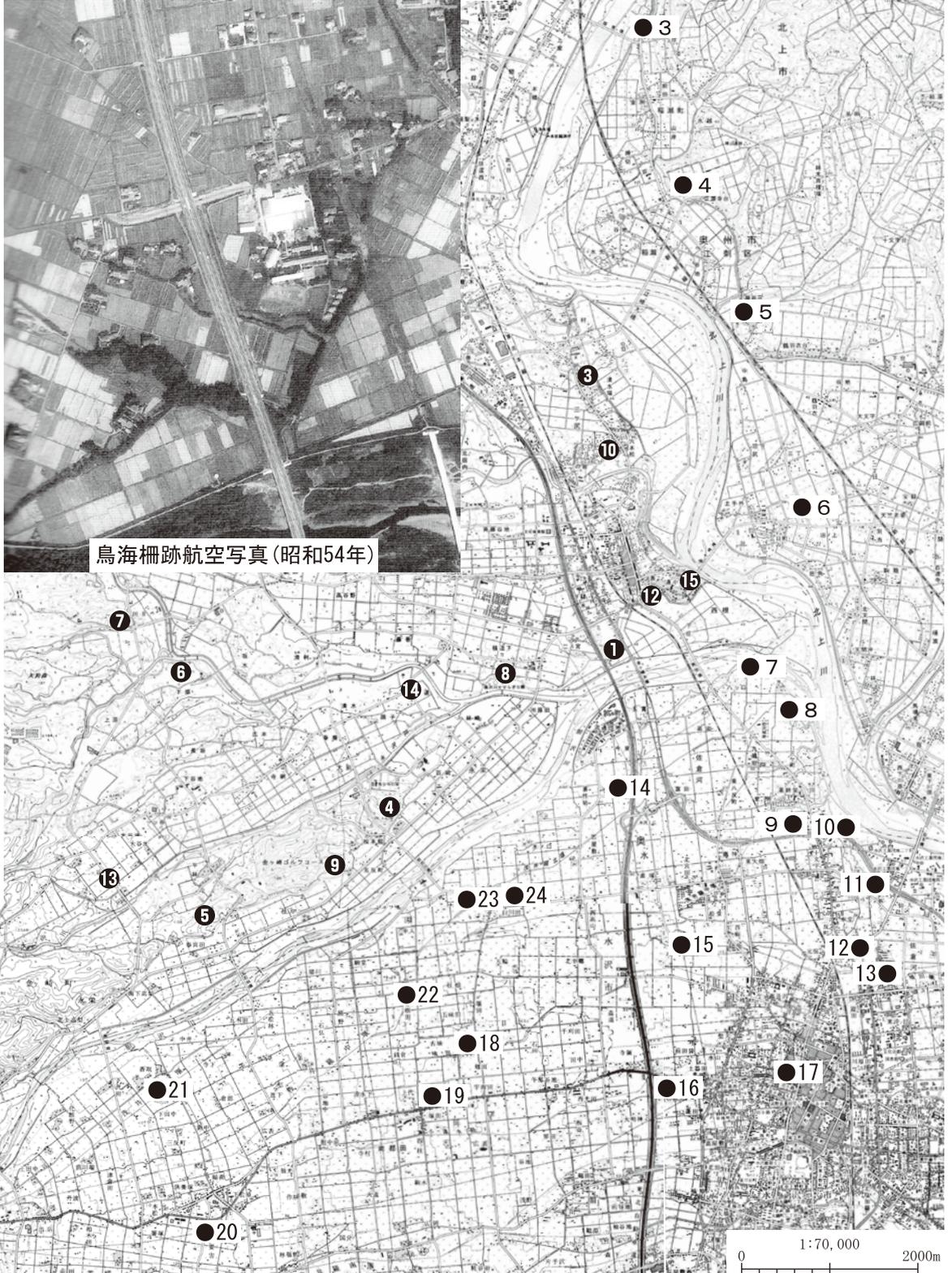
1. 航空写真・地籍図
2. 江戸時代の伝承（奥州道中 増補行程記）

金ヶ崎町中世城郭一覧

- ① 鳥海柵跡
- ② 安倍館（通天館）跡
- ③ 三ヶ尻館跡
- ④ 大林城跡
- ⑤ 細越城跡
- ⑥ 参居寺館跡
- ⑦ 新井田館跡
- ⑧ 五葉館跡
- ⑨ 八幡館跡
- ⑩ 花館跡
- ⑪ 花館跡
- ⑫ 舟形館跡
- ⑬ 頭坊館跡
- ⑭ 明道館跡
- ⑮ 金ヶ崎城跡
- ⑯ 道所森館跡

その他

- 1 相去城跡（北上）
- 2 往還館跡（北上）
- 3 齊羽場城跡（江刺）
- 4 三照館跡（江刺）
- 5 白幡城跡（江刺）
- 6 沼館跡（江刺）
- 7 川端館跡（水沢）
- 8 北館跡（水沢）
- 9 堀ノ内館（水沢）
- 10 御伊勢館跡（水沢）
- 11 下河原館跡（水沢）
- 12 仙人西遺跡（水沢）
- 13 嶋館跡（水沢）
- 14 佐野館跡（水沢）
- 15 築館跡（水沢）
- 16 要害館跡（水沢）
- 17 水沢城跡（水沢）
- 18 机地館跡（胆沢）
- 19 要害館跡（胆沢）
- 20 関合館跡（胆沢）
- 21 香取根館跡（胆沢）
- 22 常楽寺館跡（水沢）
- 23 半入屋敷跡（水沢）
- 24 十日市屋敷跡（水沢）  
（近世居館か）



金ヶ崎町とその周辺の城館跡（旧葛西領につき）分布図

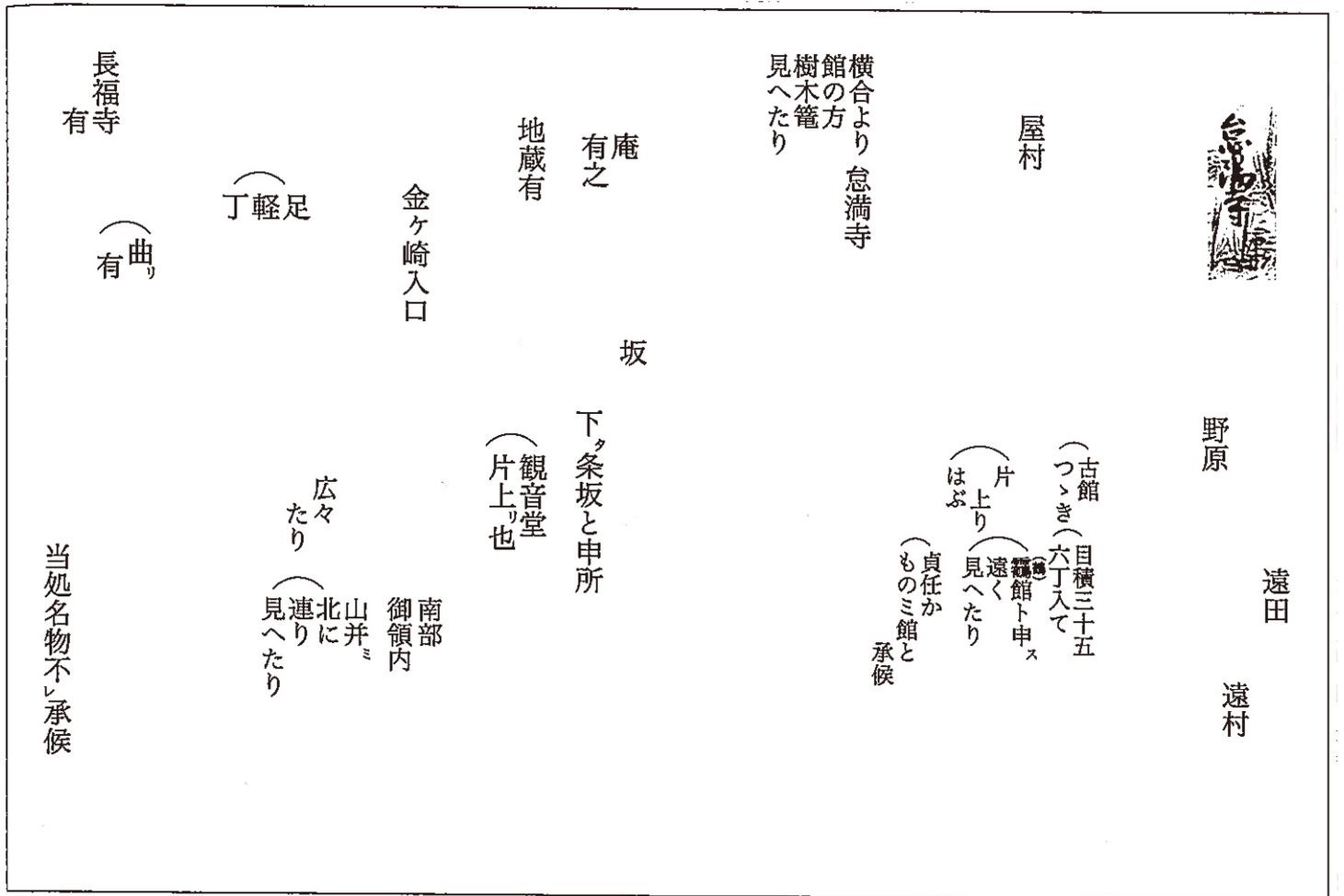


図320



前九年合戦絵詞「ちょうよう せつく重陽の節供に安倍貞任、将軍を奇襲する」国立歴史民俗博物館 所蔵

平成 27 年度前九年合戦・安倍氏研究事業

## 国指定史跡 鳥海柵跡シンポジウム ― 資料 ―

発行日	2016 年 2 月
発行	金ケ崎町中央生涯教育センター
編集	金ケ崎町中央生涯教育センター
	〒029-4503 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南羽沢 55 TEL 0197-44-3123 FAX 0197-44-3125
印刷所	有限会社 北胆印刷
	〒029-4503 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根医者屋敷 13-14 TEL 0197-44-2714 FAX 0197-44-2714